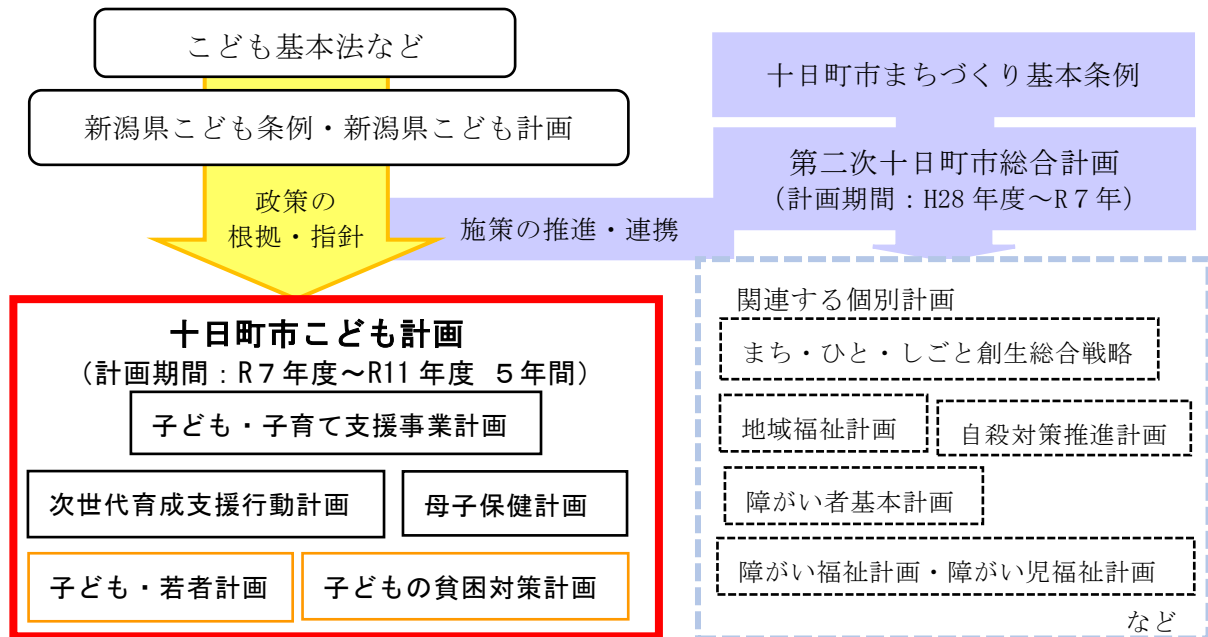


令和6年12月13日
子 育 て 支 援 課

十日町市子ども計画の素案について

1 総合計画等との関わり



2 計画の基本的な考え方

基本理念 『安心して子どもを産み育てられるまち』	
基本目標	
1	子ども・若者が心身ともに健やかに成長することができる ～ 子ども・若者の権利 ～
2	家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる ～ 子育て家庭への支援 ～
3	地域の特色と活力を生かし、子ども・若者と家庭を支える ～ 地域社会の役割 ～

3 施策

基本目標1	子ども・若者が心身ともに健やかに成長することができる
施策	① 子ども・若者の権利の保障 (子ども・若者の権利を保障する取組の推進、子どもの貧困対策) ② 全ての子どもが健やかに育つ場の提供 (保育園こども園・小中及び特別支援学校の運営、特別支援教育の充実など) ③ 幼保小・小中の連携強化 (保育園こども園・小中及び特別支援学校の連携、小中一貫教育の推進) ④ こどもの居場所づくり (放課後等の居場所の充実、こどもの「あそび場」の充実)

- ⑤ こども・若者の学びや活動の機会の提供
(教職員の指導力の向上、スポーツの振興、多様な体験と交流機会の充実)
- ⑥ 妊娠中の親とこども・若者の健康づくりの推進
(妊娠期の支援、出生から乳幼児期の支援、歯科保健の推進、食育の推進など)
- ⑦ 障がいのあるこども・若者への支援
(発達支援の充実、特別支援教育の充実、医療福祉の総合的支援)
- ⑧ ひきこもり・不登校・自殺対策の推進
(ひきこもりの早期発見と支援、こども・若者の命を支える取組の推進など)
- ⑨ 出会いや結婚の支援・就労支援・次代の親の育成
(若者の交流と活動の場の提供、就労と社会参画の支援)

基本目標 2	家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる
施策	① 子育てを楽しく感じられる機会の確保 (子育て中の親子同士の交流、子育てに関する学習機会、情報の提供) ② 子育て相談の充実、機能向上 (妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない相談と支援、発達支援の充実など) ③ 特別な配慮を要するこどもの家庭への支援 (医療福祉の総合的支援、こどもの虐待防止の推進) ④ 多様化するニーズに対応できる保育サービスの確保 (特別保育の充実、病児・病後児保育の充実、広域入所保育の円滑な確保) ⑤ 困難を抱える若者の家庭への支援 (相談体制の充実、ひきこもりの早期発見と支援、就労と社会参画の支援) ⑥ 生活基盤の安定のための経済的支援の推進 (安心して子育てするための費用助成、教育・保育に関する負担軽減)
基本目標 3	地域の特徴と活力を生かし、こども・若者と家庭を支える
施策	① 地域の子育て応援体制づくり (地域と関係機関による連携、保育園こども園の在り方検討等) ② 社会全体で子育てを支える気運の醸成 (ワーク・ライフ・バランスのとれたまちづくり等) ③ こども・若者の安全の確保 (通学路等の整備、防犯活動の推進)

4 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 12 月 13 日 第 2 回子ども・子育て会議（計画素案説明）
12 月 23 日～1 月 10 日 パブリックコメント実施
令和 7 年 2 月中旬 厚生常任委員会（計画確定説明）
3 月上旬 第 3 回子ども・子育て会議

5 資料

「十日町市こども計画」素案

十日町市こども計画(案)

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

令和7年3月
新潟県十日町市

目次

第1章 計画の策定にあたり

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画期間 2
- 4 計画の対象 3

第2章 十日町市のこども・子育てを取り巻く現状

- 1 統計データからみる十日町市の状況 4
- 2 アンケート調査からみる子育て家庭・こどもの状況 12
- 3 第2期子ども・子育て支援事業計画の達成度状況 22
- 4 課題と方向性 23
- 5 将来推計 24

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 26
- 2 基本目標 27
- 3 施策の体系 28

第4章 子ども・子育て支援事業計画に関する事項

- 1 教育・保育等の提供区域の設定 29
- 2 教育・保育の量の利用希望の推計等 30
- 3 地域子ども・子育て支援事業の利用希望の推計等 33
- 4 教育・保育の一体的提供と体制の確保 37

第5章 こども・子育て支援施策の展開

- 1 施策の体系 38
- 2 事業の展開 40

第6章 計画の達成に向けて

- 1 計画の推進体制 54
- 2 計画の進行管理 55

資料編

- 十日町市こども計画の策定経過 56
- 子ども・子育て、こどもアンケート調査結果 57
- 母子保健計画に係る成果指標の現状 66
- 十日町市の教育・保育施設等一覧 68
- 十日町市子ども・子育て会議委員 71
- 十日町市子ども・子育て会議条例 72

第1章

計画の策定にあたり

第1章 計画の策定にあたり

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、少子化が急速に進んでおり、令和5年の国の合計特殊出生率(※1)は1.20と1947年の統計の開始以降で最も低い数値となったうえ、出生数も72万7,277人と過去最少となりました。この要因として、未婚の増加や晩婚化の傾向、子育てに対する不安感、経済的負担などが言われています。少子化の更なる進行は、労働力人口の減少や地域社会の活力低下など、わが国の経済と社会に深刻な影響を与える可能性があります。

国では、このような子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法・こども基本法及びこどもの権利条約のもとに、生涯にわたる人格形成の基礎を築くことができ、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状態や置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をわが国が目指すことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす、②社会全体の構造や意識を変える、③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく、を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指しています。

当市では、平成27年3月に「十日町市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には、第2期の計画となる「十日町市子ども・子育て応援プラン」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、安心してこどもを産み育てられるまちの実現に向けて、子育て環境の整備に取り組んできました。

この度、第2期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を展開するため、こども基本法第10条の規定に基づく本「十日町市こども計画(※2)」を策定し、社会の状況の変化に対応しつつ、各計画等と連携しながら、こども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目指します。

※1 その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときのこどもの数に相当する。

※2 第3期十日町市子ども・子育て支援事業計画を含む。

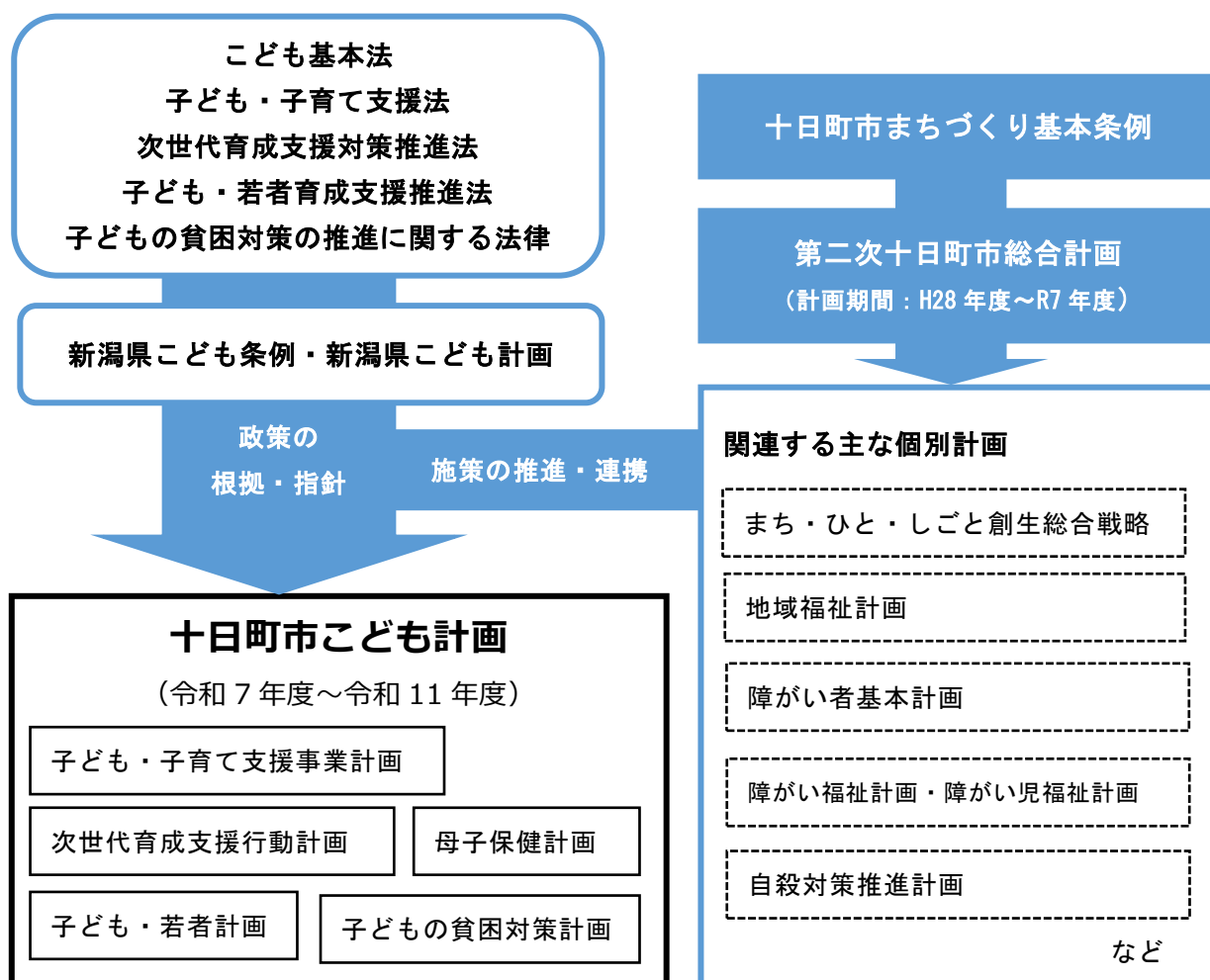
2 計画の位置づけ

この計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」です。

また、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子ども子育て支援事業計画」であり、加えて次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条の規定に基づく「市町村計画」であるほか、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」及び厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」を内包しています。

なお、本市の上位計画である「十日町市総合計画」やその他の関連計画との連携・整合をしたうえで策定しています。

【他の計画等との関係】



3 計画期間

この計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年とします。なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化などに応じ、必要な見直しを行うものとします。

4 計画の対象

この計画の対象は、18 歳未満のすべての子どもとおおむね 30 歳までの若者及びその家庭を対象としています。

なお、地域社会全体で子ども・若者及びの家庭を支援するという視点から、すべての市民が関わる計画とし、あらゆる支援策を講じて実行する総合的な計画として策定するものとします。

No	区 分	例 示
1	こども	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間のこども
2	児 童	18 歳未満のこども
3	乳 児	1 歳未満のこども
4	幼 児	満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでのこども
5	若 者	18 歳からおおむね 30 歳の者
6	妊産婦	妊娠中及び出産後 1 年以内の女性

第2章

十日町市のこども・子育てを 取り巻く現状

第2章 十日町市のこども・子育てを取り巻く現状

1 統計データからみる十日町市の状況

(1) 人口等の推移

当市の人口は、令和6年3月末日現在 47,627 人で、平成30年の 53,681 人から 6,054 人減少しています。

子育て世代人口は、令和6年3月末日現在 6,605 人ですが、平成30年の 8,690 人から 2,085 人が減少している状況です。

年少人口は、令和6年3月末日現在 4,473 人ですが、平成30年の 5,855 人から 1,382 人減少しています。

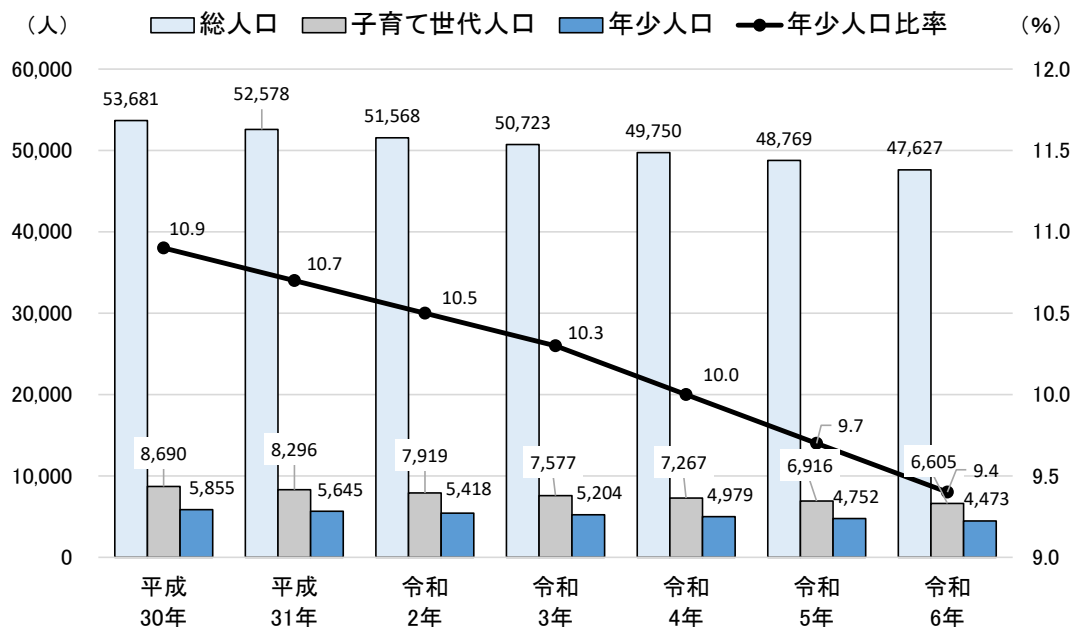
表 総人口等の推移

(単位：人、%)

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
総人口	53,681	52,578	51,568	50,723	49,750	48,769	47,627
子育て世代人口	8,690	8,296	7,919	7,577	7,267	6,916	6,605
年少人口	5,855	5,645	5,418	5,204	4,979	4,752	4,473
年少人口比率	10.9	10.7	10.5	10.3	10.0	9.7	9.4

出典：住民基本台帳（各年3月末日現在）

図 総人口等の推移



【子育て世代人口とは】

この計画では、出産や子育て世代と見込まれる 30 歳から 45 歳までの男女の人口の合計。

【年少人口とは】

0 歳から 14 歳までの人口の合計。

(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、令和6年3月末日現在19,394世帯で、平成30年の19,831世帯から437世帯減少しています。また、総人口を世帯数で割った1世帯あたりの人員は、平成30年の2.71人から令和6年2.46人となり、核家族化が進行していることがうかがえます。

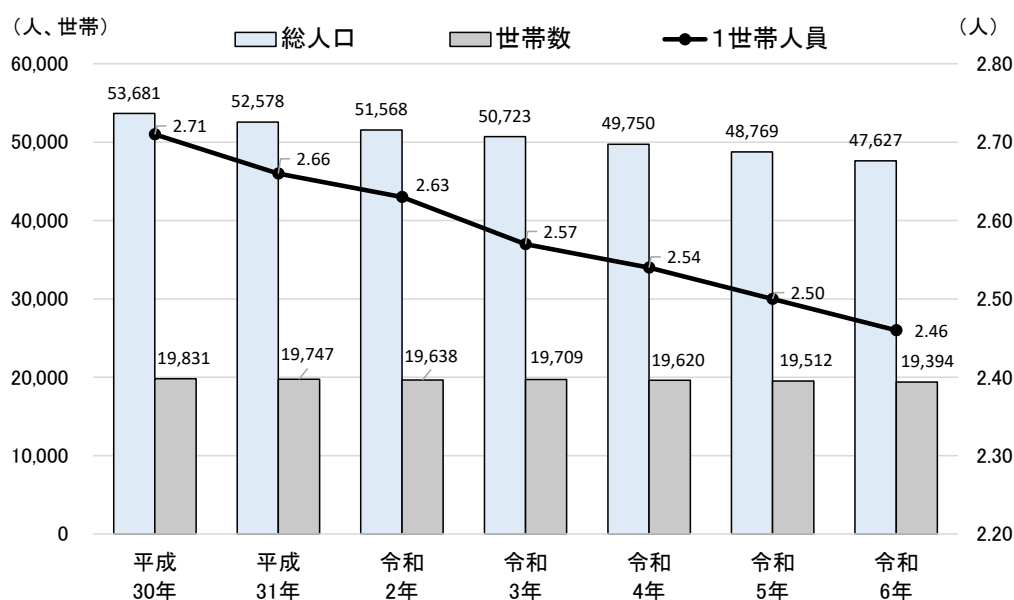
表 世帯及び1世帯あたり人員の推移

(単位：人、世帯)

	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
総人口	53,681	52,578	51,568	50,723	49,750	48,769	47,627
世帯数	19,831	19,747	19,638	19,709	19,620	19,512	19,394
1世帯人員	2.71	2.66	2.63	2.57	2.54	2.50	2.46

出典：住民基本台帳（各年3月末日現在）

図 世帯数及び1世帯あたりの平均人員数の推移



(3) 世帯の家族類型

国勢調査による世帯類型をみると、総数は平成22年から令和2年まで減少傾向（△5.2%）で、3世代世帯の減少（△33.4%）が顕著になっています。

「核家族世帯」については、世帯総数の減少もあり平成22年から令和2年までの間で微減となっています。このうち、「夫婦とこどもからなる世帯」は、平成22年から令和2年までの間で減少（△5.2%）していますが、「ひとり親家庭とこどもからなる世帯」は増加（5.3%）しています。

また、令和2年国勢調査結果では、「夫婦とこどもからなる世帯」のうち、18歳未満親族のいる世帯が約4割（42.3%）、「ひとり親とこどもからなる世帯」のうち、18歳未満の親族のいる世帯は12.9%を占め、保護者が家庭において子育てへの支援や協力などを得ることが困難な状況になっていることが推測されます。

表 世帯類型の推移

(単位：世帯)

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年		令和 2 年 新潟県計
				6 歳未 満親族 のいる 世帯 (再掲)	18 歳未 満親族 のいる 世帯 (再掲)	
単独世帯	3, 593	3, 996	4, 461	—	—	266, 182
核家族世帯	9, 206	9, 272	9, 126	655	1, 730	459, 787
夫婦のみの世帯	3, 791	3, 802	3, 820	—	—	169, 203
夫婦とこどもからなる世帯	3, 758	3, 787	3, 561	617	1, 505	207, 861
ひとり親とこどもからなる世帯	1, 657	1, 683	1, 745	38	225	82, 723
3 世代世帯	4, 456	3, 736	2, 969	658	1, 962	90, 547
その他の世帯	1, 686	1, 549	1, 403			46, 280
一般世帯総数	18, 941	18, 553	17, 959	1, 313	3, 692	862, 796

出典：国勢調査

図 世帯類型別比率の推移

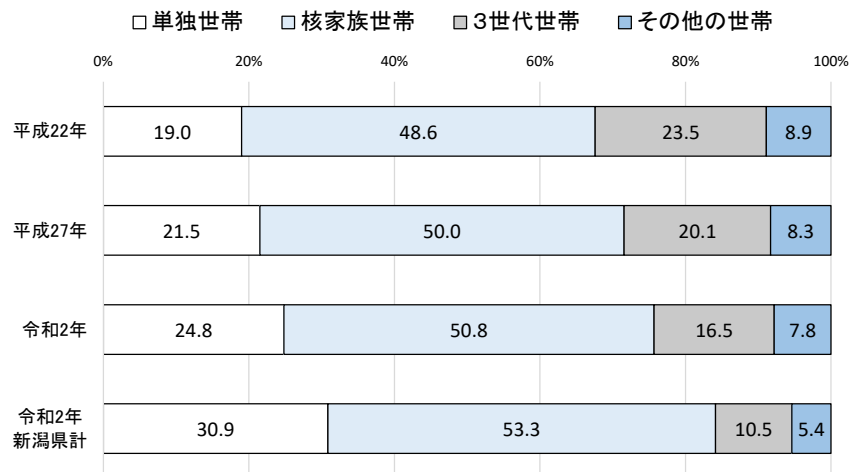


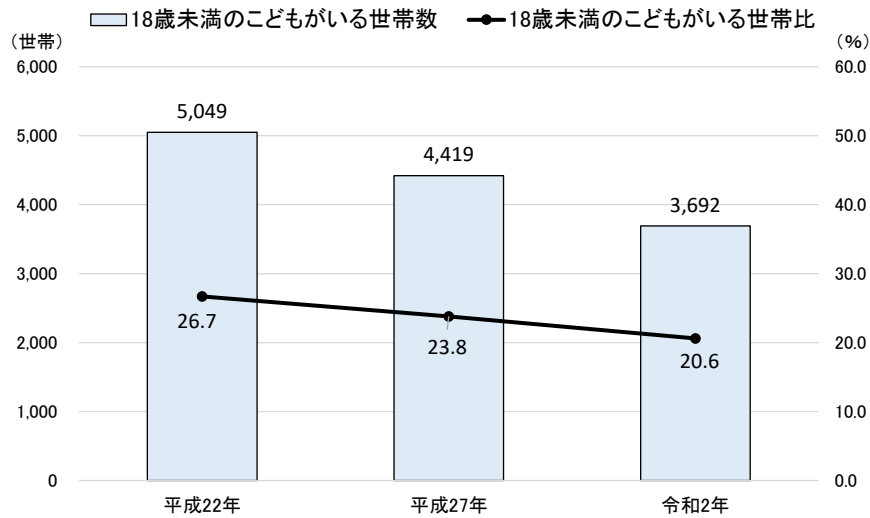
表 18 歳未満のこどもがいる世帯の推移

(単位：世帯)

		平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
十日町市	一般世帯数	18, 941	18, 553	17, 959
	18 歳未満のこどもがいる世帯数	5, 049	4, 419	3, 692
	18 歳未満のこどもがいる世帯比	26. 7%	23. 8%	20. 6%
新潟県	一般世帯数	837, 387	846, 485	862, 796
	18 歳未満のこどもがいる世帯数	216, 779	200, 054	178, 366
	18 歳未満のこどもがいる世帯比	25. 9%	23. 6%	20. 7%

出典：国勢調査

図 18歳未満のこどもがいる世帯の推移



(4) 少子化の動向

① 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成 28 年から令和元年までの間は 1.5 を上回って推移していましたが、令和 2 年以降は 1.5 を下回っています。

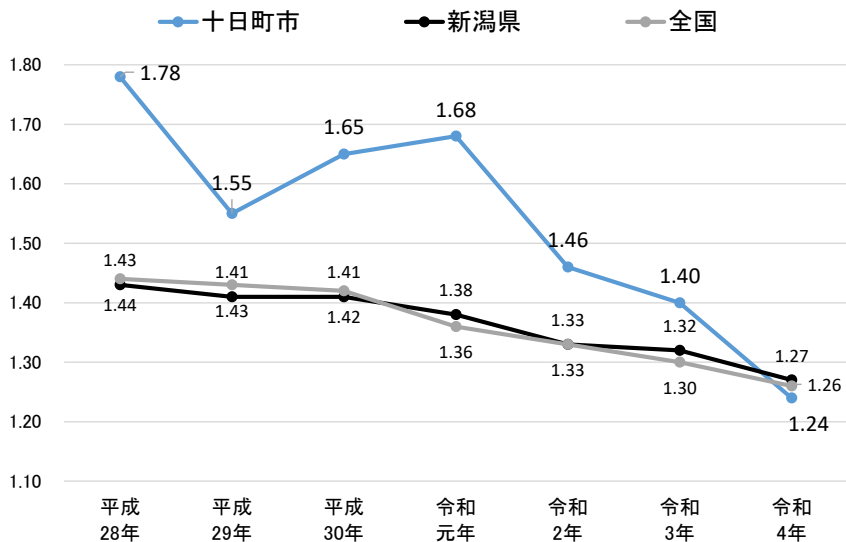
表 合計特殊出生率の推移

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年※	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
十日町市	1.78	1.55	1.65	1.68	1.46	1.40	1.24
新潟県	1.43	1.41	1.41	1.38	1.33	1.32	1.27
全 国	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26

※ 1 月 1 日から 4 月 30 日までは平成

出典：新潟県「福祉保健年報」・「人口動態統計の概況」

図 合計特殊出生率の推移



【合計特殊出生率とは】

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときのこどもの数に相当する。

※例示の合計（出生率 $C=B/A$ ）は
1.240455。

（計算例）

区分 年齢	女性の人口 A	出生数 B	出生率 $C=B/A$
15	39,344	5	0.000127
16	40,106	36	0.000898
17	40,676	87	0.002139
18	41,811	17	0.000407
19	46,389	435	0.009377
46	51,558	9	0.000175
47	53,871	2	0.000037
48	59,589	2	0.000034
49	67,541	0	0
計	1,726,544	65,507	1.240455

② 出生数・出生率の推移

出生数は、平成28年から令和4年までの間、減少傾向にあり、特に平成29年以降は300人を割り込み、令和4年は200人を割り込んでいます。

出生率は、総人口における出生数であるため、その地域の年齢構成などが数値に影響を与えます。当市は他地域よりも高齢化傾向にあるため、国や県平均を下回っているものと推察されます。

表 出生数・出生率の推移

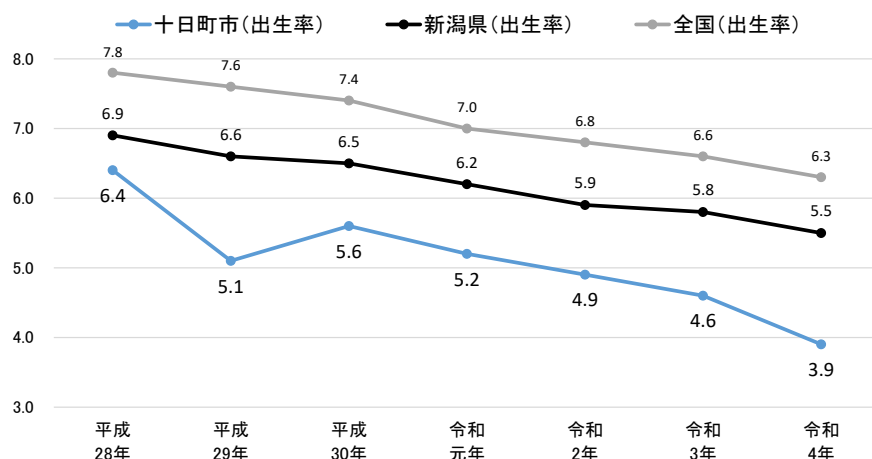
（単位：人、人口千対）

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年※	令和 2年	令和 3年	令和 4年
十日町市（出生数）	346	269	291	264	243	223	186
十日町市（出生率）	6.4	5.1	5.6	5.2	4.9	4.6	3.9
新潟県（出生率）	6.9	6.6	6.5	6.2	5.9	5.8	5.5
全 国（出生率）	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6	6.3

※1月1日から4月30日までは平成

出典：厚生労働省「人口動態統計」、新潟県「福祉保健年報」・「人口動態統計の概況」

図 出生率の推移



【出生率とは】 人口1,000人当たりの1年間の出生児数の比率。

(5) 女性の就業率

女性の総人口などが減少傾向にあるものの、就業率については70%台で上昇傾向にあります。令和2年は新潟県の率よりも6%高い結果となっています。

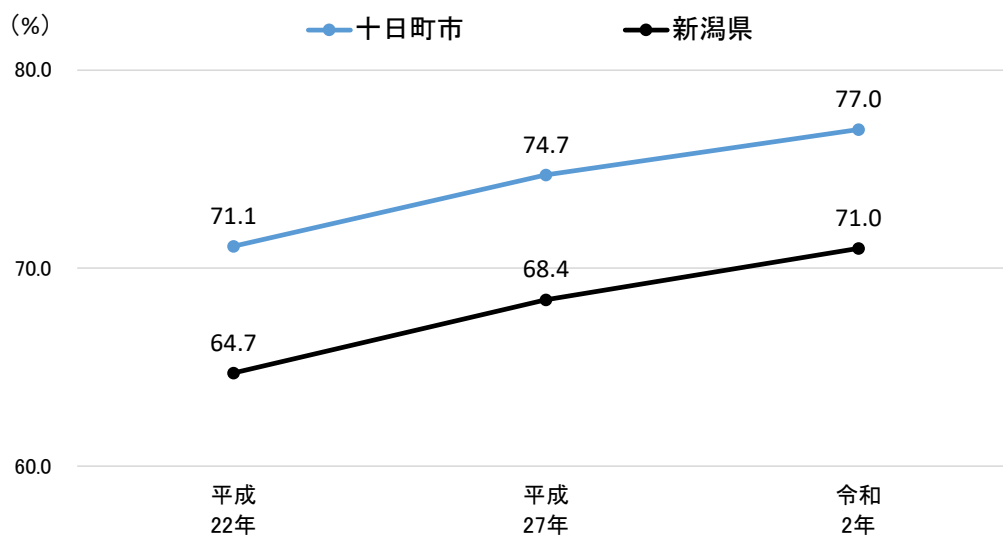
表 女性の就業率の推移

(単位：人、%)

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	備 考
十日町市女性人口				
総人口	30,307	28,275	25,481	
生産年齢人口	15,791	14,026	11,768	
就業者数	11,233	10,475	9,057	生産年齢人口
就業率	71.1%	74.7%	77.0%	就業者数／生産年齢人口
新潟県女性人口				
総人口	1,226,214	1,188,851	1,132,602	
生産年齢人口	711,319	656,960	594,165	
就業者数	460,044	449,158	421,722	生産年齢人口
就業率	64.7%	68.4%	71.0%	就業者数／生産年齢人口

出典：国勢調査

図 女性の就業率の推移（就業者数／生産年齢人口）



【生産年齢人口とは】 年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口の合計。

【就業者数とは】 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人を指す。

(6) 子育て環境の状況

① 教育・保育施設数、園児数 ※令和6年4月1日現在

1) 教育・保育施設

(単位：人)

	保育施設	定員	園児数				
			0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上	計
1	認定こども園	950	15	234	171	375	795
2	私立保育所	140	3	41	27	56	127
3	市立保育所	255	0	37	35	79	151
4	小規模保育所	12	2	6	0	0	8
5	地域保育所	40	0	5	4	7	16
	合 計	1,397	20	323	237	517	1,097

※広域入所の委託・受入れ数は含めない。(広域入所とは、当市の児童の保育を他自治体へ委託、または他自治体の児童の保育を当市で受け入れる事業をいう。)

②子育て支援サービスの利用状況 ※令和5年度実績

1) 一般利用型サービス

(単位：人)

	サービス区分	利用者数	摘 要
1	子育て支援センター		
	くるる	10,502	十日町地域
	えくぼ	1,941	川西地域
	きらりん	2,070	中里地域
	すくすく	479	松代地域
	にこにこ	194	松之山地域
	計	15,186	
2	病児・病後児保育事業	837	3か所
3	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	57,895	14施設
4	地域子育て応援カード事業	1,062	有効枚数
5	ファミリー・サポート・センター事業	369	



2) その他サービス

(単位：人、件)

	サービス区分	受益者数等	摘 要
1	子育て情報発信事業	18	実施回数
2	運動遊び教室委託事業	20	実施園数
3	母子生活支援施設支弁費	1	世帯数
4	自立支援教育訓練給付金事業	0	支給件数
5	高等職業訓練促進給付金事業	0	支給件数
6	子ども医療費助成事業	61,476	延利用件数
7	ひとり親家庭等医療費助成事業	9,169	延利用件数
8	未熟児養育医療給付事業	5	給付件数

③ 義務教育施設数・児童生徒数 ※令和6年5月1日現在

1) 小学校

(単位：人)

	地 域 名	学年						計	備考
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年		
1	十日町地域	191	231	254	260	278	269	1,483	11 校
2	川西地域	20	27	40	30	32	39	188	3 校
3	中里地域	24	30	35	35	31	37	192	1 校
4	松代地域	12	15	17	11	12	14	81	1 校
5	松之山地域	3	6	9	11	10	9	48	1 校
	計	250	309	355	347	363	368	1,992	17 校

2) 中学校

(単位：人)

	地 域 名	学年			計	備考
		1 年	2 年	3 年		
1	十日町地域	231	271	231	733	6 校
2	川西地域	41	43	29	113	1 校
3	中里地域	16	19	31	66	1 校
4	松代地域	11	11	26	48	1 校
5	松之山地域	9	9	7	25	1 校
	計	308	353	324	985	10 校

3) 特別支援学校

(単位：人)

学部	学年						計
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	
小学部	2	5	2	1	2	5	17
中学部	3	5	9	—	—	—	17
計							34

2 アンケート調査からみる子育て家庭・こどもの状況

本計画の策定の基礎資料として、0 歳から 6 歳までの就学前のこどもを持つ保護者、小学校 1 年生から 6 年生までのこどもを持つ保護者、13 歳から 18 歳の学生等の現状や意向等を把握するために、令和 5 年 11 月にアンケート調査を実施しました。

なお、資料編のアンケート調査結果もあわせてご覧ください。

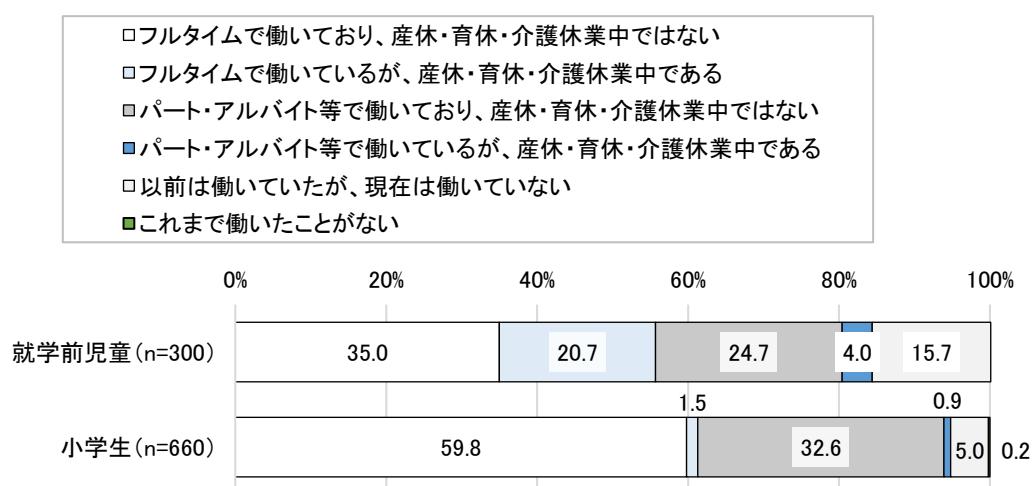
＜こどもを持つ保護者アンケート結果から＞

(1) 保護者（母親）の就労状況

就学前児童では「フルタイムで就労中」が 35.0%と最も高くなっており、「パート・アルバイトなどで就労中（24.7%）」を合わせると約 6 割が現在就労中です。

小学生では「フルタイムで就労中」が 59.8%と最も高くなっており、「パート・アルバイトなどで就労中（32.6%）」を合わせると約 9 割が現在就労中です。

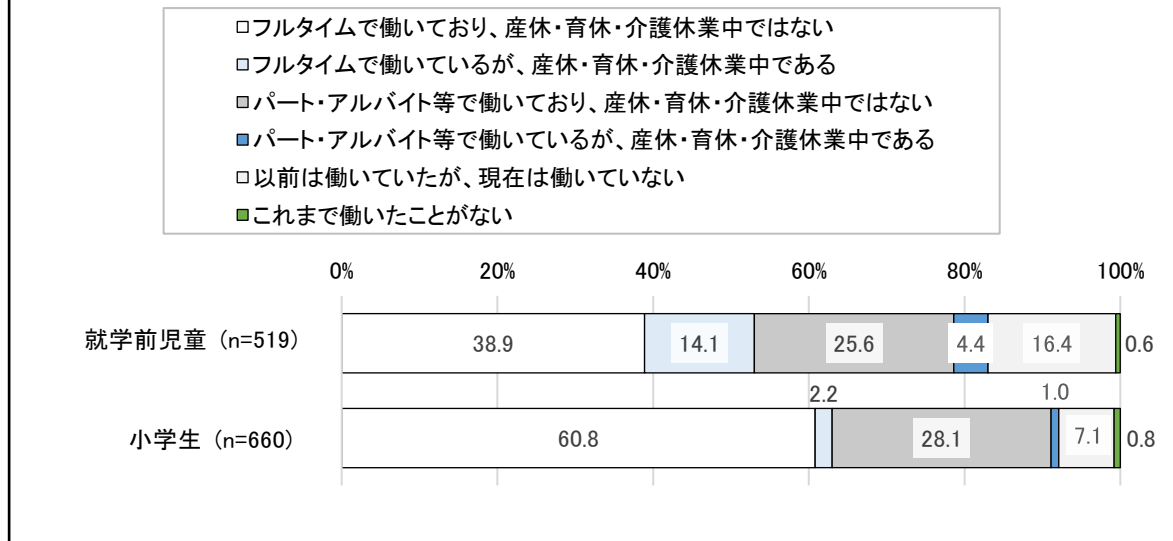
母親の就労状況



※端数処理により 100%にならない

前回調査（平成 31 年）との比較では、「フルタイムで就労中」と「パート・アルバイトなどで就労中」を合わせた回答割合は、就学前児童で 4.8 ポイント低下、小学生で 2.5 ポイント上昇しています。

【前回（平成 31 年）調査の結果】

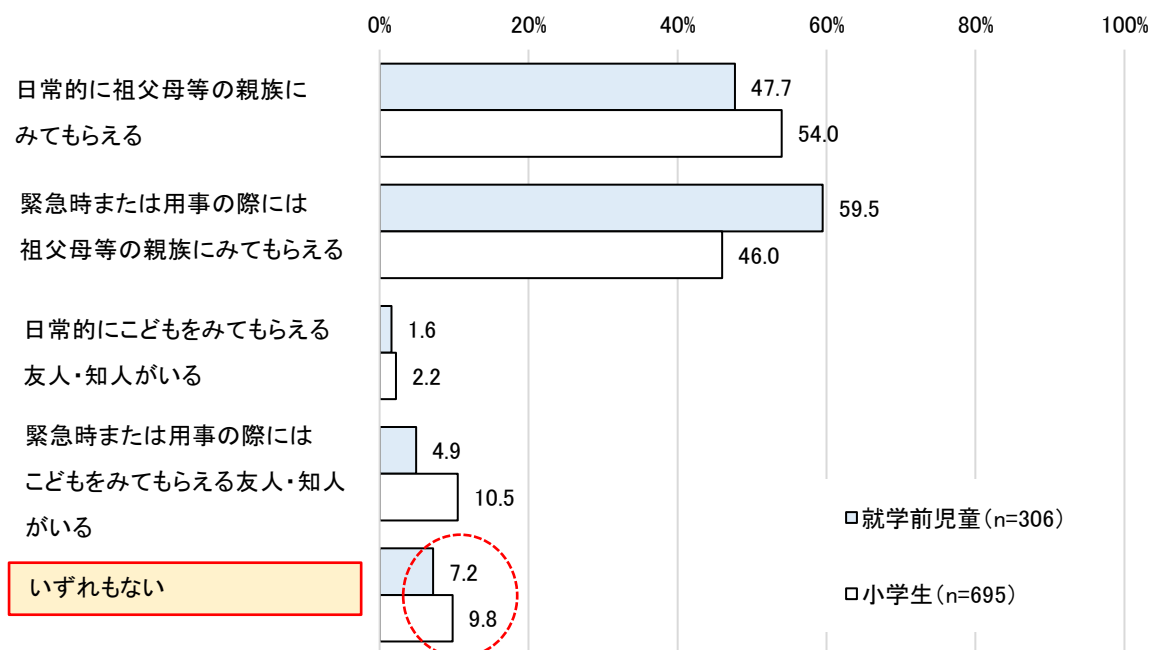


(2) 日頃、子どもをみてもらえる親族や知人の状況

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で5割弱（47.7%）、小学生で5割台半ば（54.0%）となっています。また、「緊急時または用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童で6割弱（59.5%）、小学生で4割台半ば（46.0%）となっています。

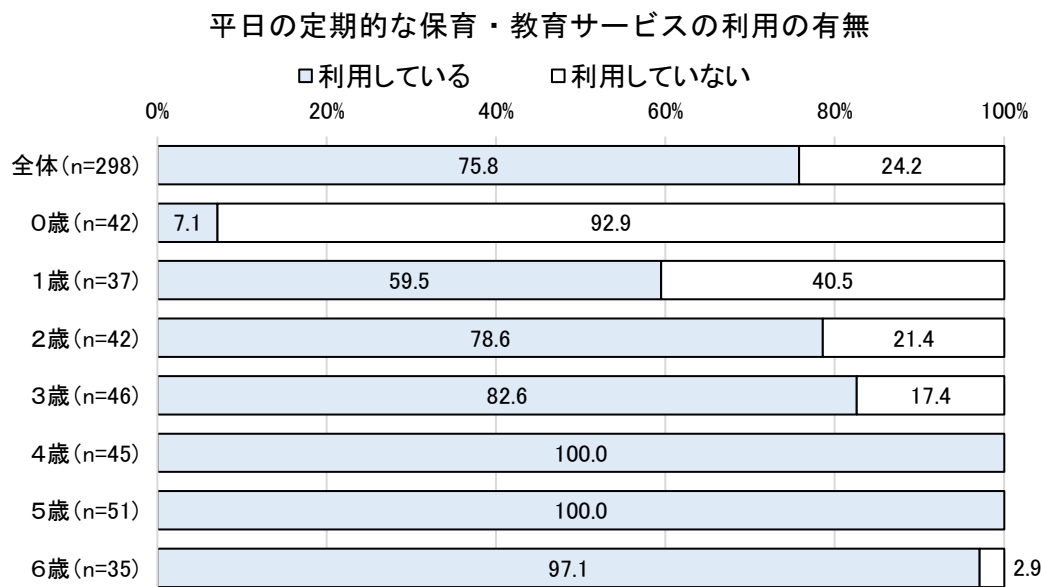
一方で、「いずれもない」が就学前児童 7.2%、小学生 9.8%となっています。

日頃、子どもをみてもらえる親族や知人の状況（複数回答）



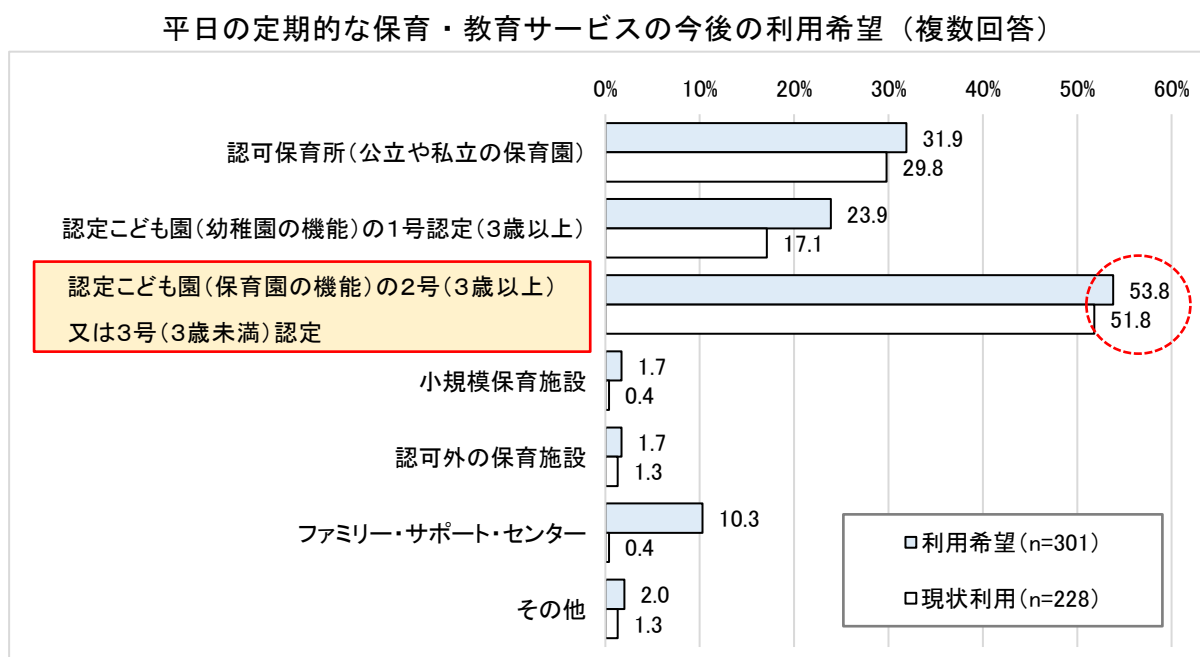
(3) 平日の定期的な保育・教育サービスの利用状況

就学前児童では、4歳以上のこどものほぼ100%が平日の定期的な保育・教育サービスを利用しています。



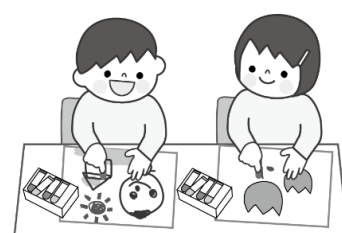
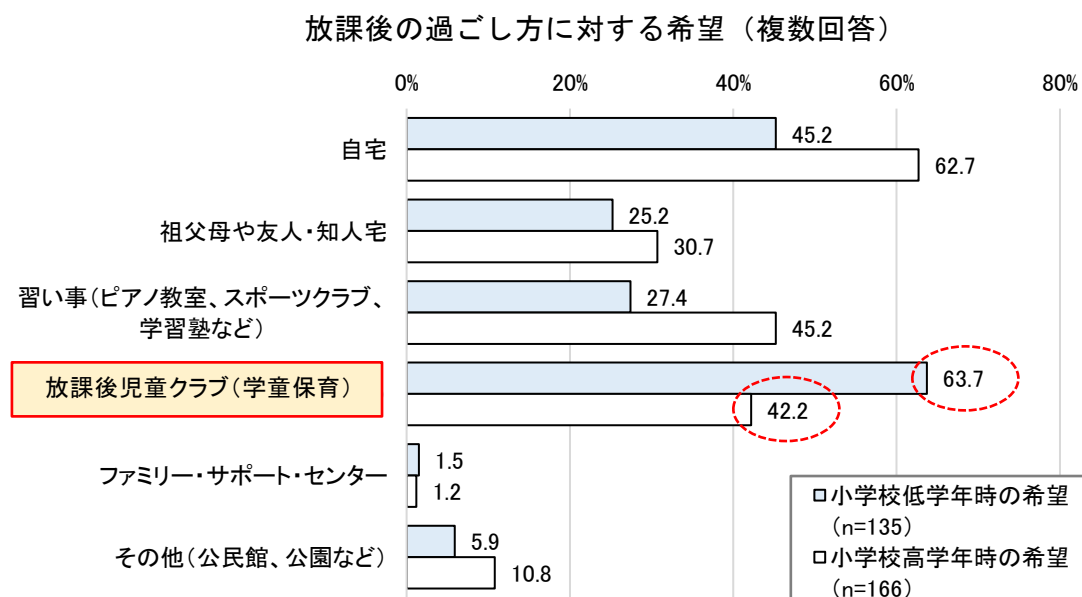
平日の定期的な保育・教育サービスの利用の有無に関わらず、就学前児童の今後の利用希望は、「認定こども園（保育園の機能）の2号（3歳以上）又は3号（3歳未満）認定」が5割強(53.8%)と最も高く、「認可保育所(公立や私立の保育園)」が3割強(31.9%)となっています。

現状利用している回答との比較では、「ファミリー・サポート・センター」の利用希望(10.3%)が現状利用(0.4%)と9.9ポイントの差異が生じています。



(4) 放課後（小学校終了後）の過ごし方

5歳～6歳のこどもがいる保護者が希望する小学校就学後の放課後の過ごし方については、小学校低学年時では「放課後児童クラブ（学童保育）」が6割強（63.7%）と最も高く、次いで「自宅」（45.2%）、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など」（27.4%）となっています。小学校高学年時では「自宅」が6割強（62.7%）と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など」（45.2%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（42.2%）となっています。

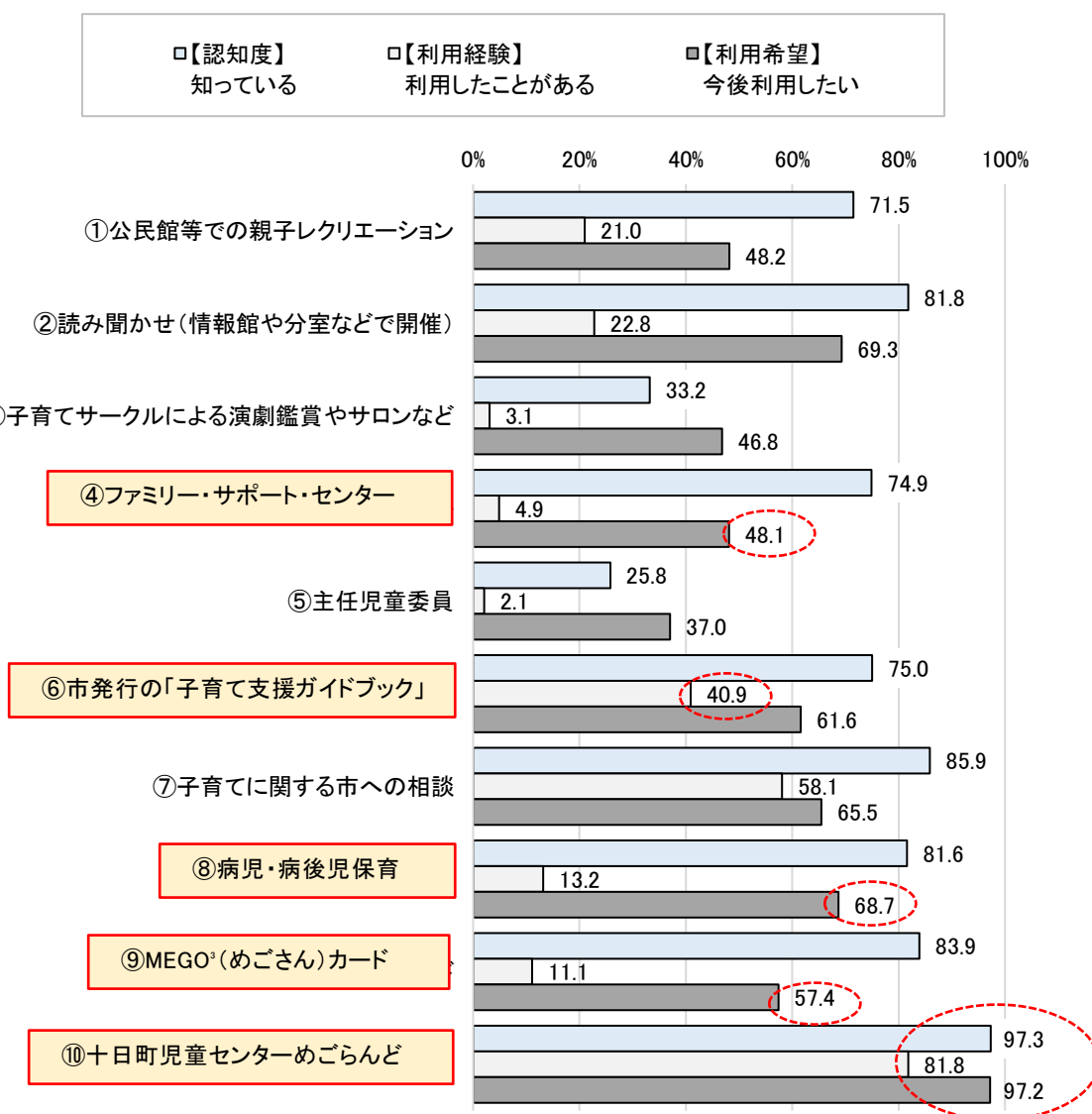


(5) 子育て支援サービスの認知度・利用経験・利用希望

子育て支援サービスの認知度・利用経験・利用希望について、就学前児童では、認知度、利用経験、利用希望とも「十日町児童センターめぐらんど」が最も高く、認知度はほぼ100%、利用経験は8割強、利用希望はほぼ100%となっています。

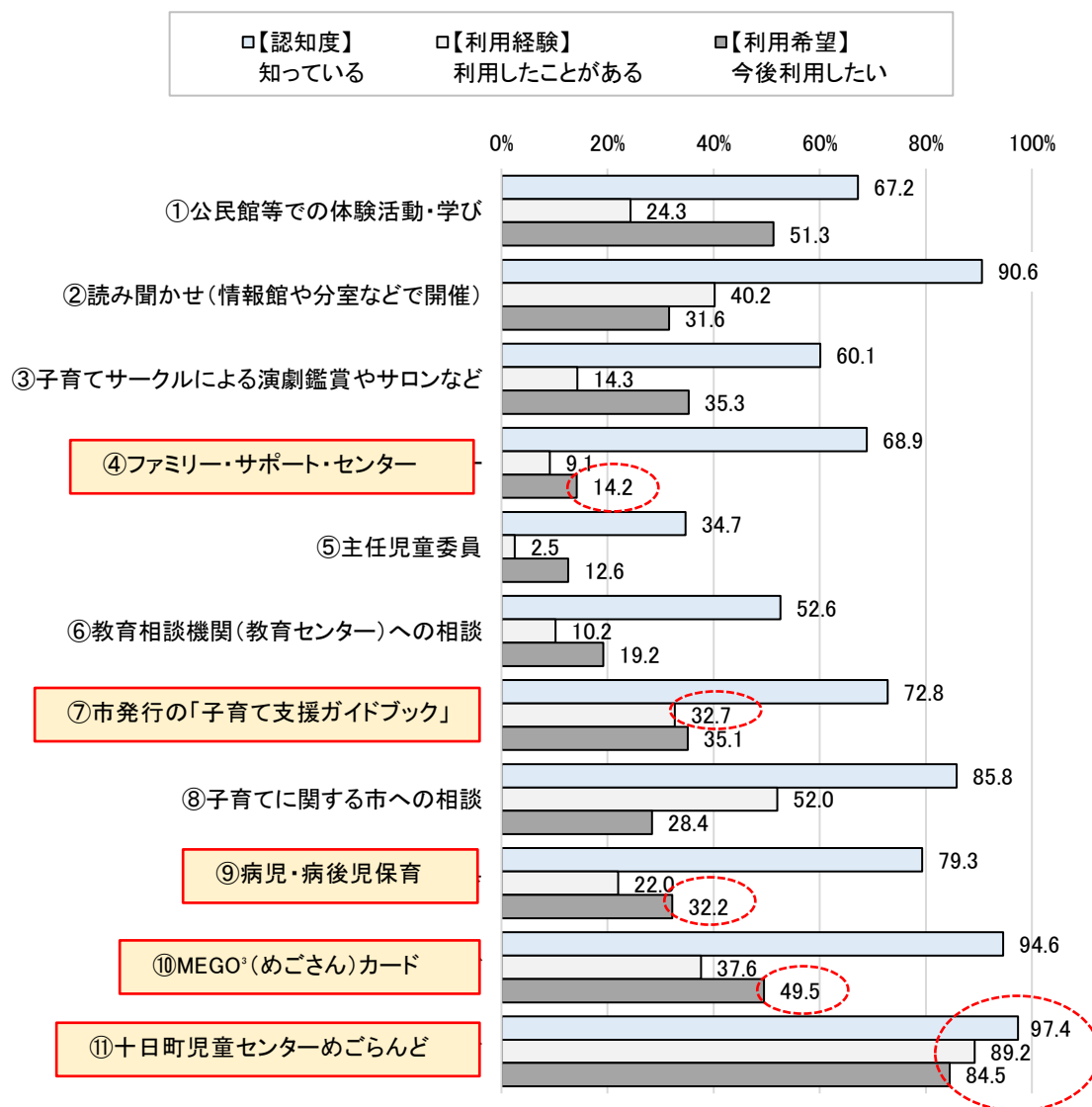
「十日町児童センターめぐらんど」以外については、認知度は「子育てに関する市への相談」「MEGO³（めぐさん）カード」「読み聞かせ」「病児・病後児保育」で8割台、利用経験は「子育てに関する市への相談」で6割弱、利用希望は「読み聞かせ」「病児・病後児保育」「子育てに関する市への相談」で6割台後半となっています。

【就学前児童】子育て支援サービスの認知度・利用経験・利用希望（複数回答）



小学生では、認知度、利用経験、利用希望とも「十日町児童センターめぐらんど」が最も高くなっています。「十日町児童センターめぐらんど」以外については、認知度は「MEGO³（めぐさん）カード」「読み聞かせ」で9割台、利用経験は「子育てに関する市への相談」で5割強、利用希望は「公民館等での体験活動・学び」で5割強となっています。

【小学生】子育て支援サービスの認知度・利用経験・利用希望（複数回答）



(6) 子育ての環境や支援への満足度

・就学前児童

「満足」と「やや満足」を合わせた『子育てしやすい』との評価が24.6%、「やや不満」と「不満」を合わせた『子育てしにくい』との評価は32.3%となっています。『子育てしやすい』から『子育てしにくい』を差し引いたD I（次頁※）は△7.7ポイントとなっています。

前回（平成31年）調査と比べると、D Iは5.6ポイント悪化（△2.1→△7.7）しています。悪化の要因については様々考えられますが、この間にコロナ禍があり外出自粛が求められたほか、保育サービスを利用しづらい状況にあったことが大きいと考えられます。

・小学生

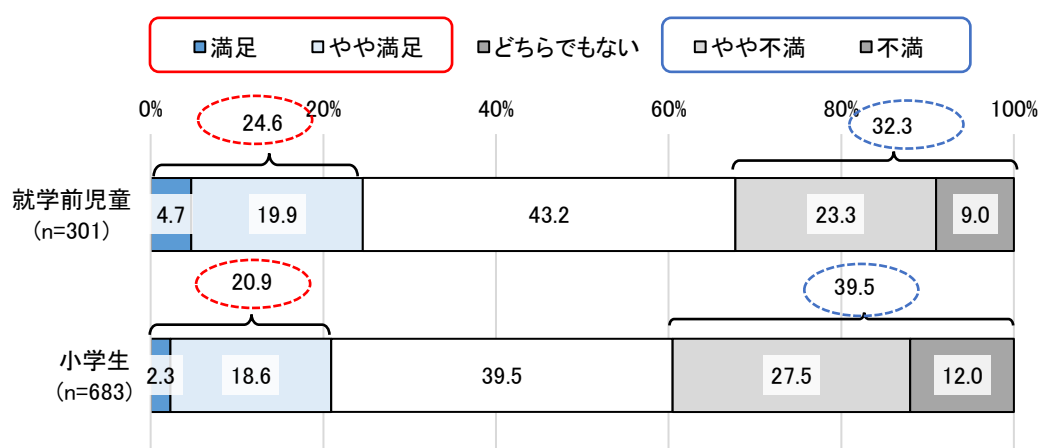
「満足」と「やや満足」を合わせた『子育てしやすい』との評価が 20.9%、「やや不満」と「不満」を合わせた『子育てしにくい』との評価は 39.5%となっています。『子育てしやすい』から『子育てしにくい』を差し引いたD I（※）は△18.6 ポイントとなっています。

前回（平成 31 年）調査と比べると、D I は 7.0 ポイント悪化（△11.6→△18.6）しています。悪化の要因については様々考えられますが、就学前児童保護者と同様、コロナ禍の影響で行動制限や学校等の利用制限があったことが大きいと考えられます。

※D I とは、Diffusion Index（ディフュージョン・インデックス）の略。

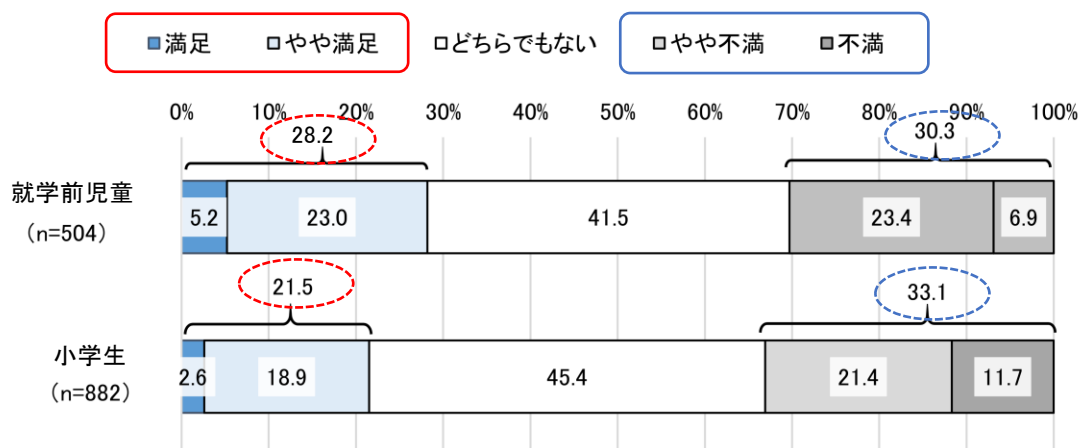
アンケート調査における回答割合を用いて各種判断を指数化したもので、ここでは、子育て環境や支援への満足度の判断を、「満足」と「やや満足」を合わせた『子育てしやすい』と回答した割合から「やや不満」と「不満」を合わせた『子育てしにくい』と回答した割合を差し引いて指数化している。

子育て環境や支援への満足度



※端数処理により 100%にならない

【前回（平成 31 年）調査の結果】

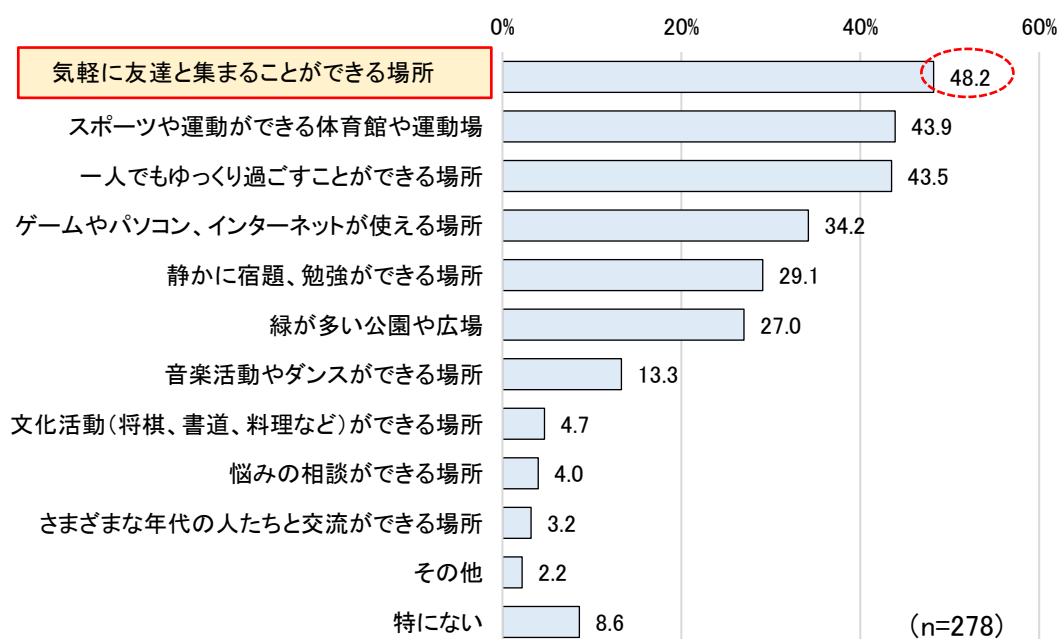


<13 歳から 18 歳の学生等のアンケート結果から>

(7) 放課後や休日に行ってみたい場所

「気軽に友達と集まることができる場所」が5割弱で最も高く、以下「スポーツや運動ができる体育館や運動場」、「一人でもゆっくり過ごすことができる場所」が4割台で続いています。

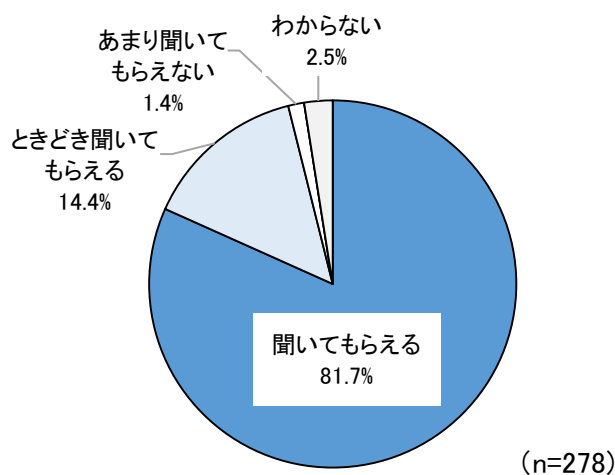
放課後や休日に行ってみたい場所（複数回答）



(8) 家族との会話（家族に話を聞いてもらえるか）

学校や仕事であったことなどについて家族に話を聞いてもらえるかについては、「聞いてもらえる」が81.7%、「ときどき聞いてもらえる」が14.4%、「あまり聞いてもらえない」が1.4%となっています。「聞いてもらえる」と「ときどき聞いてもらえる」を合わせた“どちらかと言えば聞いてもらえる”の割合（96.1%）は9割台半ばとなっています。

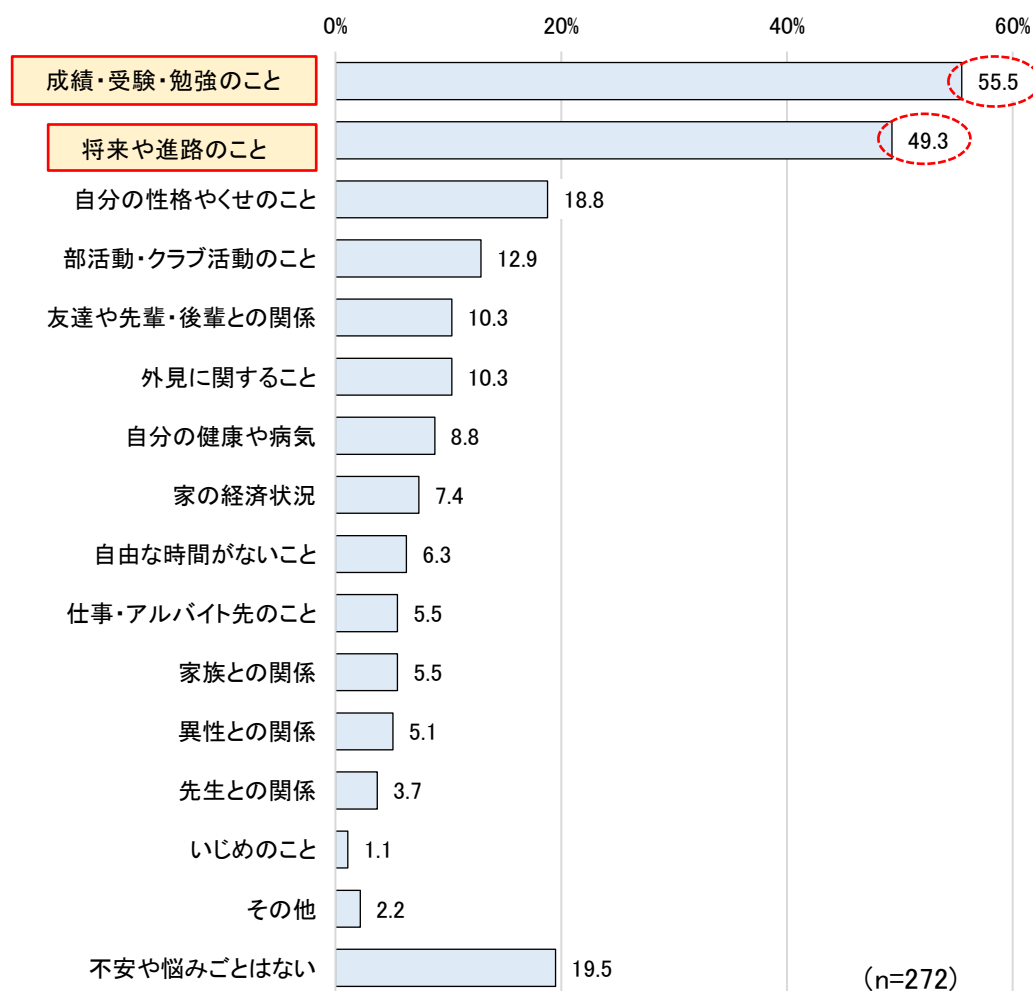
家族との会話（家族に話を聞いてもらえるか）



(9) 不安や悩みごとの内容

不安や悩みごとについては、「成績・受験・勉強のこと」の割合が5割台半ばで最も高く、次いで「将来や進路のこと」が約5割となっています。以下「自分の性格やくせのこと」「部活動・クラブ活動のこと」が続いています。

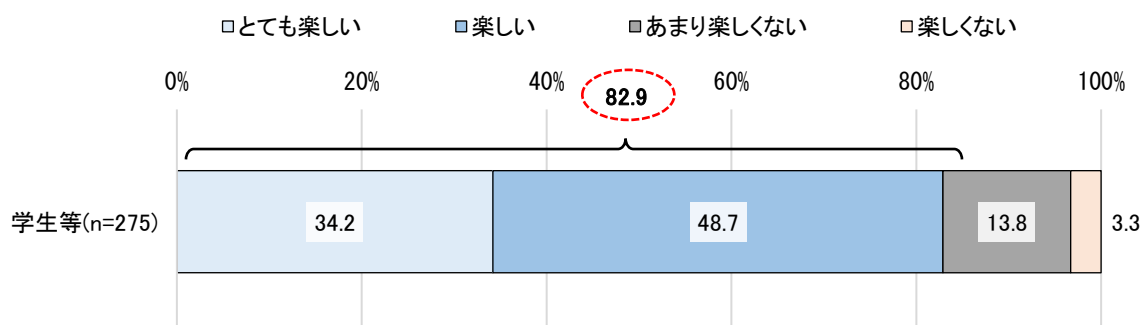
不安や悩みごとの内容（複数回答）



(10) 学校や仕事の楽しさ（学校や仕事は楽しいか）

学校や仕事は楽しいかとの問いについては、「とても楽しい」「楽しい」を合わせた割合は8割を超えています。

学校や仕事の楽しさ（学校や仕事は楽しいか）

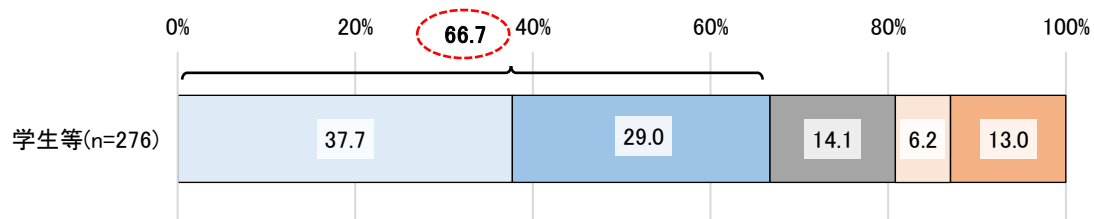


(11) 夢や目標の有無

夢や目標の有無については、「持っている」と「どちらかというを持っている」を合わせた『夢や目標を持っている』の割合は6割台半ばとなっています。

夢や目標の有無

□持っている □どちらかというを持っている □どちらかというを持っていない □持っていない □わからない



3 第2期子ども・子育て支援事業計画の達成度状況

第2期計画期間中に関係各課で取組み、推進してきた54事業について、達成度を評価しました。54事業中、A評価の「順調」が43事業(79.6%)、B評価の「おおむね順調」が10事業(18.5%)と、おおむね高い達成度で事業を進めることができました。なお、C評価の「遅れている」とD評価の「未実施」の事業はありませんでしたが、E評価の「休止・廃止」が1事業ありました。この事業は、子育て支援活動を自発的に行う市民グループなどの団体に対し、補助金を交付する子育てサークルの活動支援事業であります。それまでの支援により各団体が自主・自立できたことから、令和4年度に「休止・廃止」となりました。

(1) 評価区分と判断基準（達成度）

評価	判断基準（達成度）
A：順調	計画どおり又は計画以上に進んでいる。
B：おおむね順調	達成できなかった部分があるが、達成できた部分の方が多い。 計画どおりに進んでいるが、需要増など課題がある。
C：遅れている	達成できた部分があるが、達成できなかった部分の方が多い。計画や需要に対する課題が多い。
D：未実施	事業等未着手。
E：休止・終了	社会情勢等を踏まえ、事業を休止又は廃止した。

(2) 子ども・子育て支援事業の達成度状況（令和2～5年度）

評価	事業名
A	公立保育園運営事業、私立保育園運営委託事業、地域保育園運営委託事業、認定こども園運営事業、保育園等施設整備事業、障がい児保育事業、特別支援教育の充実、学校整備事業、教育・保育マンパワー育成事業、認定こども園移行の取組の支援、放課後児童健全育成事業、保育所の学童保育の充実、子どもの「遊び場」の充実、妊娠期の支援、出生から乳幼児の支援、歯科保健事業、予防接種事業、子育て世代包括支援センター、食育の推進、性教育講演会、子ども医療費助成事業、地域子育て支援センター事業、子育てについての学習機会等の提供、ブックスタート事業、妊娠期からの育児支援、子育て情報提供の充実、子ども家庭総合支援拠点（家庭相談事業）、ひとり親家庭等への支援、障がいを持つ子への総合支援、子どもの虐待予防・対策の強化、子どもの貧困対策、特別保育事業、病児・病後児保育事業、広域入所保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、児童手当、児童扶養手当、幼児教育・保育の無償化、十日町青少年育成市民会議、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動、防犯活動の推進、地域子育て応援カード（MEGO ³ カード）事業 計 43 事業(79.6%)
B	小中一貫教育推進事業、コミュニティ・スクール推進事業、“幼保小”連携促進事業、学力向上事業、スポーツの振興、多様な体験と交流機会の充実、教育相談センター事業、ワーク・ライフ・バランスのとれたまちづくり、子どもと子育てに関する意識啓発、通学路等の整備 計 10 事業(18.5%)
C	該当事業なし
D	該当事業なし
E	子育てサークルの活動支援 計 1 事業(1.9%)

4 課題と方向性

計画策定の趣旨を踏まえつつ、本市の現状やこども・子育てを取り巻く環境などから、次のように課題と方向性を整理します。

① 少子化の進行

当市の総人口、子育て世代人口、年少人口はいずれも年々減少し、年少人口においては平成30年～令和6年の間で約1,400人の減少となっています。

出生数も減少傾向にあり、令和4年においては200人を下回りました。合計特殊出生率についても平成28年の1.78が令和4年には1.24にまで低下しています。

少子化の進行に歯止めをかけるためには、安心してこどもを産み育てられる環境づくりが喫緊の課題となります。

② 共働き家庭の増加に伴う保育ニーズ等の多様化への対応

アンケート調査結果から、就労している母親の割合は、就学前児童保護者で約6割、小学生保護者で約9割となっており、共働き家庭が過半を占めます。引き続き、適切な教育・保育サービスや、子育て家庭のニーズに対応した時間外保育や放課後児童クラブなどを提供していくことが求められます。

③ 切れ目のない支援

当市の1世帯あたりの平均人員数は年々減少し続け、令和6年は2.46人となるなど、核家族化が進行しています。加えて、女性の社会進出による共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化など、子育てを取り巻く環境が変化していく中で、子育て家庭の負担や不安、孤立感が高まりつつある状況にあります。引き続き、子育て家庭の状況に応じた的確な情報提供やきめ細やかな相談、経済的支援や母子保健の充実などにより、妊娠・出産から子育てまで各段階に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。

④ 特に配慮が必要な家庭への対応

ひとり親家庭、障がいや発達に不安があるこどもがいる家庭、育児不安や育児ストレスを抱える家庭など、特に配慮を必要とする家庭への対応は、こどもの健やかな成長を支えるために重要です。特に、近年社会的に問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、未然に防止することが求められます。

また、こどもの貧困対策は、生まれた環境によって、こどもの将来が左右されることがないように、貧困の状況下においてもこどもが健やかに成長できる環境づくりを検討する必要があります。

⑤ こどもの遊び場・若者の居場所や体験活動等の機会の提供

アンケート調査では、利用したい子育て支援サービスとして、就学前児童保護者のほぼ10割、小学生の保護者の8割以上が「十日町市児童センターめぐらんど」の利用を希望しており、「公民館等での親子レクリエーション（就学前児童）」「公民館等での体験活動・学び（小学生）」も4割を超えています。乳幼児の親子やこども・若者が集える居場所づくり・遊び場づくり、体験活動などの機会の提供を推進していく必要があります。

⑥ 仕事と子育てが両立できる環境づくり

女性の就業率は70%台で上昇傾向にあり、また、アンケート調査では就労している母親の割合は小学生保護者では約9割となっています。働く意欲を持つすべての人が子育てに喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、行政によるこども・子育て支援施策の充実だけでなく、仕事と家庭の両立ができるなど多様な選択ができるワーク・ライフ・バランスを実現することが必要です。

⑦ こども・若者が未来に夢と希望をもって成長できる環境づくり

アンケート調査では、将来に対する不安や悩みがあるこどもが約5割、夢や目標を「どちらか」と持っていない」「持っていない」「わからない」が3割以上となっています。こども・若者一人ひとりがもつ個性や能力、可能性を最大限伸ばすことができる教育を受け、それぞれの夢に挑戦できるように支えていくことが、豊かな人生の実現につながります。また、様々な悩みや不安に対し、適切な支援へとつながるよう、相談しやすい体制の整備・充実を図る必要があります。

⑧ 家庭・学校・地域の連携

アンケート調査では、こどもが休日に行ってみたい場所として、「友達と集まることができる場所」が約5割と最も多く、「さまざまな年代の人たちと交流できる場所」は1割未満、「特になし」が約1割となっています。こども・若者の社会性を育むには、同年代のみならず、多世代の人や地域の人と接することが重要です。誰もが気軽に集い、利用できる場所や機会をつくることが求められます。こども・若者が心豊かに成長できるように、親や家族、地域の大人一人ひとりが、それぞれの役割と責任を担い、支え育んでいく地域をつくることが求められます。

5 将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（令和5年推計）によると、当市の総人口は緩やかに減少し、令和17年には3万人台半ば、令和27年には3万人を下回る見込みとなっています。年少人口、生産年齢人口及び老年人口すべてが減少しますが、構成比率としては、老年人口比率が高くなり、令和27年には約5割となるなど高齢化が進んでいくことが予測できます。



表 総人口・年齢区分別

(単位：人、%)

		令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
年少人口	人数	5,258	4,159	3,302	2,732	2,486	2,278	2,025
	比率	10.6	9.3	8.2	7.5	7.6	7.8	7.8
生産年齢人口	人数	24,706	21,601	19,481	17,316	14,742	12,632	10,972
	比率	49.6	48.2	48.2	47.6	45.1	43.2	42.2
老年人口 (65歳以上)	人数	19,856	19,039	17,633	16,354	15,474	14,352	13,032
	比率	39.9	42.5	43.6	44.9	47.3	49.0	50.1
合 計	人数	49,820	44,799	40,416	36,402	32,702	29,262	26,029
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※比率の数値は小数点第2位を四捨五入して表示しているため、表示の数値を足し合わせても100%にならないことがある

出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

図 総人口推移グラフ

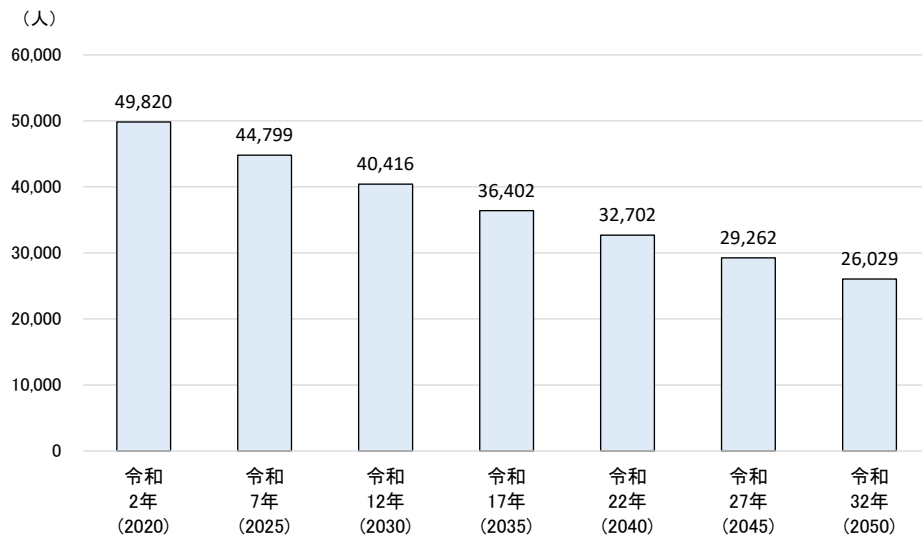
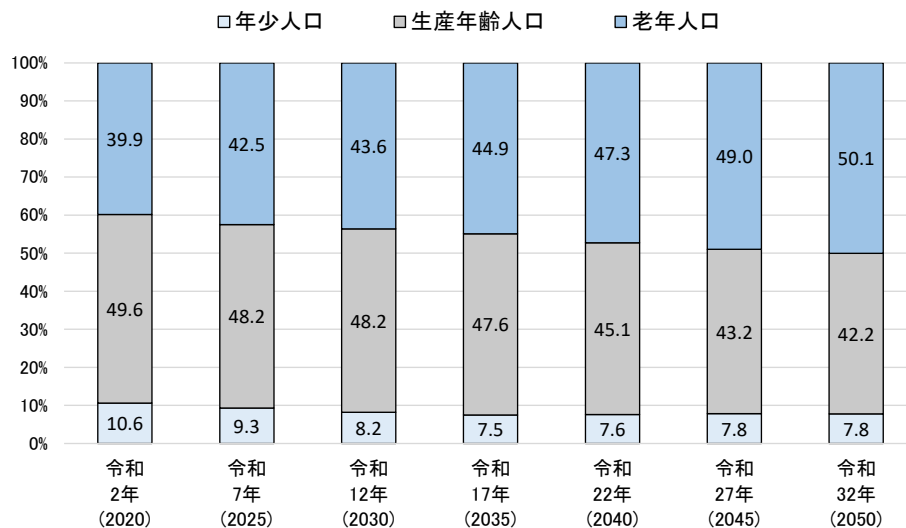


図 年齢層別グラフ



※端数処理により 100%にならない

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

この計画に今後の子育てのあるべき姿を描いていくため、まず本章で、基本的な考え方を整理・確認します。

考え方の根本となる「基本理念」を最初に掲げ、理念の実現に向けて「目標」を設定します。そして、目標を達成するため、それぞれに必要な取組（施策）を多層的に組み合わせ、本章をまとめます。

1 基本理念

本市では、これまで「第二次十日町市総合計画」（計画期間：平成28年度～令和7年度）の分野別計画にあたる「十日町市子ども・子育て応援プラン（第2期十日町市子ども・子育て支援事業計画）」（計画期間：令和2年度～令和6年度）に基づいて計画的に子育て支援施策を展開してきました。

また、国の「こども大綱」では、すべてのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング※）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

これらのことを踏まえ、これまでの計画の基本理念を踏襲し、地域社会全体でこども・若者と子育て家庭を支援し、次代を担うこども・若者が健やかに成長するとともに、子育て家庭が子育ての楽しさや喜びを実感しながら、安心して産み育てることができるまちを目指します。

安心してこどもを産み育てられるまち

※ウェルビーイング(Well-being)

：個人や社会がより良い状態になること



2 基本目標

基本理念を具体化し、めざす方向を示すものとして、次のとおり3つの目標を掲げます。

基本目標 1	こども・若者が心身ともに健やかに成長することができる 【こども・若者の権利】
---------------	---

こども・若者を権利の主体として尊重することがますます重要となっている現在、心身ともに健やかに成長できるよう、その成育環境を整えることが大人たちに課せられた大切な役割です。

あわせて、こども・若者の将来が生まれ育った環境に左右されてはならず、困難を抱えるこども・若者に対しても、様々な手段を用いて必要な支援につなげる・つなげる仕組みを整えることが重要です

この目標では、こども・若者の権利の保障を最大限図りつつ、健やかな成長が実現するようそのための場の確保とともに、切れ目のない支援と公平な環境、就労や社会参画などが実現するように施策を形成し、その実現を目指します。

基本目標 2	家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる 【子育て家庭への支援】
---------------	--

こどもたちの成長にとって、家庭はその礎（いしずえ）です。妊娠期から出産までは母体に家族の支えが欠かせず、乳幼児期は心の安定感と周囲への信頼感の醸成が大切な時期であり、とりわけ家庭の役割は重要です。さらに、多感で繊細な学童期や思春期にあっても、家庭のこどもたちへの寄り添いはとても重要といえます。

この目標では、子育ての孤独感や不安感、負担感を軽減し、子育てを少しでも楽しく感じられるよう取組の方向性を示します。あわせて、特別な配慮を要するこどもや困難を抱える若者の家庭への支援など、子育て家庭の負担の軽減の方策を示したうえでそれらを推進していきます。

基本目標 3	地域の特色と活力を生かし、こども・若者と家庭を支える 【地域社会の役割】
---------------	---

これまでにない少子化の時代を迎え、子育て家庭の孤立感をはじめ、こどもの社会性や地域コミュニティなど様々な影響が懸念されており、地域全体でこどもたちと子育て家庭を支えていくことが一段と強く求められています。

この目標では、地域内のそれぞれの主体を明示しつつ、どのように気運を醸成し、どのようにこどもと子育て家庭を支え応援していくか方策を示しながら、地域社会全体でこどもと子育て家庭を温かく支えるまちの実現を目指します。

3 施策の体系

区分（基本目標⇒施策）	関連する課題
【 基本目標 】 1 こども・若者が心身ともに健やかに成長することができる 【こども・若者の権利】 【 施 策 】 ① こども・若者の権利の保障 ② すべてのこどもが健やかに育つ場の提供 ③ 幼保小・小中の連携強化 ④ こどもの居場所づくり ⑤ こども・若者の学びや活動の機会の提供 ⑥ 妊娠中の親とこども・若者の健康づくりの推進 ⑦ 障がいのあるこども・若者への支援 ⑧ ひきこもり・不登校・自殺対策の推進 ⑨ 出会いや結婚の支援・就労支援・次代の親の育成	③切れ目のない支援 ④特に配慮が必要な家庭への対応 ⑤遊び場・居場所や体験活動の機会の提供 ⑦未来に夢と希望をもって成長できる環境づくり ⑧家庭・学校・地域の連携
【 基本目標 】 2 家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる 【子育て家庭への支援】 【 施 策 】 ① 子育てを楽しく感じられる機会の確保 ② 子育て相談の充実、機能向上 ③ 特別な配慮を要するこどもの家庭への支援 ④ 多様化するニーズに対応できる保育サービスの確保 ⑤ 困難を抱える若者の家庭への支援 ⑥ 生活基盤の安定のための経済的支援の推進	②保育ニーズ等の多様化への対応 ③切れ目のない支援 ④特に配慮が必要な家庭への対応 ⑥仕事と子育てが両立できる環境づくり
【 基本目標 】 3 地域の特色と活力を生かし、こども・若者と家庭を支える 【地域社会の役割】 【 施 策 】 ① 地域の子育て応援体制づくり ② 社会全体で子育てを支える気運の醸成 ③ こども・若者の安全の確保	①少子化の進行 ⑥仕事と子育てが両立できる環境づくり ⑧家庭・学校・地域の連携

第4章

子ども・子育て支援 事業計画に関する事項

第4章 子ども・子育て支援事業計画に関する事項

基本理念と基本目標を達成するための施策形成に向けて、本章では、今後どの程度の子育て需要（ニーズ）があるかという観点で、教育・保育（※1）や子育て支援事業（※2）などの各種サービスの利用希望者数の推計（※3）を行います。

※1：保育園こども園での通常の預かり、※2：時間外保育、病児保育などのサービス、※3：国の指針等に定める「量の見込み」のこと

1 教育・保育等の提供区域の設定

当市では、現在の教育・保育の利用状況、関連サービスを提供するための施設整備状況等を勘案し、全事業について市内全域を一つの教育・保育等の提供区域とすることとします。

【参考】教育・保育施設、主な子育て支援施設等の分布状況



(単位：か所)

	認可 保育所	認定 こども園	小規模 保育事業	地域 保育所	放課後児 童クラブ ・学童保 育	病児・病 後児保育 施設	子育て支 援センタ ー
十日町地域	5	10	1	1	12	3	1
川西地域	—	2	—	—	3	—	1
中里地域	—	1	—	—	1	—	1
松代地域	—	1	—	—	1	—	1
松之山地域	1	—	—	—	1	—	1
合 計	6	14	1	1	18	3	5

(令和7年4月1日時点の見込み)

2 教育・保育の量の利用希望の推計等

本項では、用語説明と今後の児童数の推計を行ったうえで、計画期間内における教育・保育の利用希望の推計などを示します。

■用語説明等

「量の見込み」「提供体制の確保方策」

用語	説明
量の見込み	教育・保育施設や子育て支援事業の今後の利用希望者数を推計したもの
確保方策	教育・保育施設や子育て支援事業の利用可能な定員を集計したもの

「教育・保育給付支給認定区分」「対象年齢」「保育の必要性」「利用施設」

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の教育 保育の必要性は問わない (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園(教育認定枠)
2号認定		保育の必要性あり (保育標準(短)時間認定)	認可保育所 認定こども園(保育認定枠)
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり (保育標準(短)時間認定)	認可保育所 認定こども園(保育認定枠) 地域型保育事業

提供体制の確保方策における「特定教育・保育施設」「地域型保育事業」「その他」

用語	説明
特定教育・保育施設	認可保育所、認定こども園、新制度に移行する幼稚園
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
その他	新制度に移行しない幼稚園、地域保育所

【参考】量の見込みの算出に当たり用いる推計児童数

2020(令和2)年の国勢調査結果に基づく本市の将来推計人口を基礎として、最新の人口の確定値を反映し算出しています。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	181	171	165	157	151
1・2歳	370	373	365	349	335
3～5歳	667	617	564	555	548
6～8歳	852	771	760	665	615
9～11歳	1,066	1,013	910	842	762
合計	3,136	2,945	2,764	2,568	2,411

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

【総括表】

(単位：人)

認定区分	対象年齢	量の見込み 確保方策	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 号認定	3 ～ 5 歳児	量の見込み	45	42	37	36	36
		確保方策	200	200	200	200	200
2 号認定	3 ～ 5 歳児	量の見込み	615	569	521	513	504
		教育系希望者	108	100	92	91	88
		その他	507	469	429	422	416
		確保方策	660	660	660	660	660
3 号認定	1 ・ 2 歳児	量の見込み	328	329	323	309	297
		確保方策	440	440	440	440	440
	0 歳児	量の見込み	120	113	109	104	100
		確保方策	120	120	120	120	120
合計		量の見込み	1,108	1,053	990	962	937
		確保方策	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420

【令和7年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		教育系 希望者	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	45	108	507	328	120
		615			
②確保方策	200	660		440	120
特定教育・保育施設	200	629		423	116
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	31		9	0
③需給の状況 (②－①)	155	45		112	0

※②確保方策については、各施設の定員を上限とした利用定員。今後定員の変更があった場合には、この数も変更となる可能性がある。(次表以降同じ)

【令和 8 年度】

(単位：人)

市全域	1 号認定	2 号認定		3 号認定	
	3 ～ 5 歳児	3 ～ 5 歳児		1 ・ 2 歳児	0 歳児
		教育系 希望者	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	42	100	469	329	113
		569			
②確保方策	200	660		440	120
特定教育・保育施設	200	629		423	116
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	31		9	0
③需給の状況 (②－①)	158	91		111	7

【令和 9 年度】

(単位：人)

市全域	1 号認定	2 号認定		3 号認定	
	3 ～ 5 歳児	3 ～ 5 歳児		1 ・ 2 歳児	0 歳児
		教育系 希望者	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	37	92	429	323	109
		521			
②確保方策	200	660		440	120
特定教育・保育施設	200	629		423	116
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	31		9	0
③需給の状況 (②－①)	163	139		117	11

【令和 10 年度】

(単位：人)

市全域	1 号認定	2 号認定		3 号認定	
	3 ～ 5 歳児	3 ～ 5 歳児		1 ・ 2 歳児	0 歳児
		教育系 希望者	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	36	91	422	309	104
		513			
②確保方策	200	660		440	120
特定教育・保育施設	200	629		423	116
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	31		9	0
③需給の状況 (②－①)	164	147		131	16

【令和 11 年度】

(単位：人)

市全域	1 号認定	2 号認定		3 号認定	
	3 ～ 5 歳児	3 ～ 5 歳児		1 ・ 2 歳児	0 歳児
		教育系 希望者	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	36	88	416	297	100
		504			
②確保方策	200	660		440	120
特定教育・保育施設	200	629		423	116
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	31		9	0
③需給の状況 (②－①)	164	156		143	20

【0 ～ 2 歳児の保育利用率】

待機児童対応を図るため、0 ～ 2 歳児の保育利用率の目標値を設定します。

(単位：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童数推計	551	544	530	506	486
確保方策合計	560	560	560	560	560
保育利用率 (目標値)	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 認可に係る受給調整の基本的な考え方

当市は、法人等から地域型保育事業の認可申請があった場合に、この計画に示す特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数を考慮しつつ、子ども・子育て会議の意見を踏まえたうえで、判断するものとします。

3 地域子ども・子育て支援事業の利用希望の推計等

前項に続き、本項では本市全体の、計画期間内における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を示します。

(1) 時間外保育事業 (延長保育事業)

保育認定を受けたこどもに対し、その認定利用日・利用時間とは異なる日や時間において、保育を行う事業

(単位：人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (延べ利用人数)	3, 500	3, 420	3, 321	3, 288	3, 262
確保方策	9, 600	9, 600	9, 600	9, 600	9, 600

(2) 一時預かり事業（幼稚園型）

教育認定（1号認定）の在園児に対し、保護者の就労形態の多様化に応じ、教育時間外や長期休業日に保育を行う事業

（単位：人、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ利用人数）	16,500	16,121	15,653	15,496	15,372
確保方策	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500
確保方策（施設数）	14	14	14	14	14

(3) 一時預かり事業（一般型・余裕活用型）

保護者の事情により家庭保育ができない場合に、保育園こども園で一時的に保育を行う事業

（単位：人、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ利用人数）	350	342	332	329	326
確保方策	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
確保方策（施設数）	22	22	22	22	22

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児とその保護者が相互交流できる場として運営し、あわせて各種相談に応じるほか、情報提供や育児講座を行う事業

（単位：人、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ利用人数）	16,298	16,054	15,813	15,623	15,467
確保方策（施設数）	5	5	5	5	5

(5) 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期のこどもを対象に、病院または保育園の専用スペース内で看護師等が保育を行う事業

（単位：人、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ利用人数）	900	889	877	873	870
確保方策	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
確保方策（施設数）	3	3	3	3	3

(6) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件にかかわらず、未通園の乳幼児を月当たり一定時間内で預けることができる事業。令和8年度からの制度開始を予定

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み		4	4	4	4
	確保方策		4	4	4	4
1歳児	量の見込み		3	2	2	2
	確保方策		3	2	2	2
2歳児	量の見込み		2	2	2	2
	確保方策		2	2	2	2
合計	量の見込み		9	8	8	8
	確保方策		9	8	8	8

(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）

保護者が就労等で昼間家庭に不在となる世帯の児童を対象に、授業終了後等に学校余裕教室を活用して遊びや生活の場を提供する事業

(単位：人、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (利用児童数)	548	541	537	531	525
低学年※1	435	430	427	422	417
高学年※2	113	111	110	109	108
確保方策	570	570	570	570	570
確保方策（施設数）	18	18	18	18	18

※1：小学校1年～3年 ※2：小学校4年～6年

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

こどもを一時的に預けたい場合等に、相互の信頼関係のもと、地域内のサポーターが預かりなどを行う事業

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用人数)	571	562	554	547	542
確保方策	571	562	554	547	542

(9) 利用者支援事業（こども家庭センター型 十日町市こども家庭センター）

母子保健と児童福祉が連携して、妊産婦、こどもとその家庭を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援を行う事業。令和6年4月設置
(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実施箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(10) 妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査事業）

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要により医学的検査を実施する事業

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ受診人数)	2,300	2,174	2,098	1,997	1,921
確保方策	2,300	2,174	2,098	1,997	1,921

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、赤ちゃんの発育や育児に関する相談、子育てに関する情報提供を行う事業

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (訪問対象乳児数)	181	171	165	157	151
確保方策	181	171	165	157	151

(12) 養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業

育児不安等により支援が必要と認められる家庭において、養育に関する相談、指導等必要な支援を行うために保健師、助産師等が継続して訪問支援する事業。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、関係機関の連携や専門性の強化を図る取組を実施

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (対象人数)	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

(13) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談し、心身の状況やその置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行う事業

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (面談等回数)	724	684	660	628	604
確保方策	724	684	660	628	604

※0歳児の推計児童人口を産婦数に読み替えて算出、1組当たり面談回数4回

(14) 産後ケア事業

産婦と生後5か月未満の乳児に対し、心身のケアや育児のサポートを実施

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ人数)	90	90	90	90	90
確保方策 (延べ人数)	90	90	90	90	90

※0歳児の推計児童人口を産婦数に読み替えて算出

4 教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園への普及

認定こども園は、幼稚園と保育園の双方の役割を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず子どもたちの柔軟な受入れが可能であり、質の高い教育・保育を目指す施設です。

保育園等から認定こども園へ移行する希望のある施設に対しては、引き続き必要な情報を提供し、円滑な移行の支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育の一体的提供

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを十分に認識し、幼児教育・保育等の質の確保及び向上を推進します。

保育士等に対しては、県等が実施する分野別研修への参加を促すほか、園内研修を実施し、資質の向上に努めます。また、保育の質を確保するため、有資格者率の向上を図ります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の体制確保

女性の社会参加、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化等から、子育ての孤立化が懸念されます。

このようなことから、子育ての負担・不安・孤立感を和らげ、父母が共によりこびを感じながら子育てすることができるよう、質の高い教育・保育の提供のほか、放課後児童クラブや子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

第5章

こども・子育て支援施策 の展開

第5章 こども・子育て支援施策の展開

第3章で、基本理念・基本目標・施策体系を定め、続く第4章では教育・保育の今後の量の見込みを推計し、その確保に向けた考え方と方策を示しました。

本章では、基本理念である「安心してこどもを産み育てられるまち」の達成を目指し、5年間の計画期間で展開していく具体的な取組を示します。

1 施策の体系

基本理念 安心してこどもを産み育てられるまち

基本目標	施 策	取 組	通し 番号
1 こども・若者が心身ともに健やかに成長することができる 【こども・若者の権利】	①こども・若者の権利の保障	1) こども・若者の権利を保障する取組の推進	1
		2) こどもの貧困対策	2
	②すべてのこどもが健やかに育つ場の提供	1) 保育園こども園、小中学校及び特別支援学校の運営	3
		2) 特別支援教育の充実	4
		3) 教育・保育のマンパワーの育成	5
	③幼保小・小中の連携強化	1) 保育園こども園、小学校及び特別支援学校の連携	6
		2) 小中一貫教育の推進	7
	④こどもの居場所づくり	1) 放課後等の居場所の充実	8
		2) こどもの「遊び場」の充実	9
	⑤こども・若者の学びや活動の機会の提供	1) 教職員の指導力の向上	10
		2) スポーツの振興	11
		3) 多様な体験と交流機会の充実	12
	⑥妊娠中の親とこども・若者の健康づくりの推進	1) 妊娠期の支援	13
		2) 出生から乳幼児の支援	14
		3) 歯科保健の推進	15
		4) 予防接種の推進	16
		5) 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない相談と支援	17
		6) 食育の推進	18
		7) 性に関する知識の普及	19
		8) 疾病の早期発見と早期治療	20
	⑦障がいのあるこども・若者への支援	1) 発達支援の充実	21
		2) 特別支援教育の充実 ※再掲No. 4	—
		3) 医療福祉の総合的支援	22
	⑧ひきこもり・不登校・自殺対策の推進	1) 相談体制の充実	23
		2) ひきこもりの早期発見と支援	24
		3) こども・若者の命を支える取組の推進	25

基本目標	施 策	取 組	通し 番号
2 家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる 【子育て家庭への支援】	⑨出会いや結婚の支援・就労支援・次代の親の育成	1) 若者の交流と活動の場の提供	26
		2) 就労と社会参画の支援	27
	①子育てを楽しく感じられる機会の確保	1) 子育て中の親子同士の交流	28
		2) 子育てに関する学習機会、情報の提供	29
	②子育て相談の充実、機能向上	1) 妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない相談と支援 ※再掲No.17	—
		2) 発達支援の充実 ※再掲No.21	—
		3) 教育相談の充実	30
	③特別な配慮を要するこどもの家庭への支援	1) 医療福祉の総合的支援 ※再掲No.22	—
		2) こどもの虐待防止の推進	31
	④多様化するニーズに対応できる保育サービスの確保	1) 特別保育の充実	32
		2) 病児・病後児保育の充実	33
		3) 広域入所保育の円滑な確保	34
	⑤困難を抱える若者の家庭への支援	1) 相談体制の充実 ※再掲No.23	—
		2) ひきこもりの早期発見と支援 ※再掲No.24	—
		3) 就労と社会参画の支援 ※再掲No.27	—
	⑥生活基盤の安定のための経済的支援の推進	1) 安心して子育てするための費用助成	35
		2) 幼児教育・保育に関する負担軽減	36
3 地域の特徴と活力を生かし、こども・若者と家庭を支える 【地域社会の役割】	①地域の子育て応援体制づくり	1) 地域と関係機関による連携	37
		2) 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動	38
		3) コミュニティ・スクールの推進	39
		4) 保育園こども園の在り方検討	40
	②社会全体で子育てを支える気運の醸成	1) ワーク・ライフ・バランスのとれたまちづくり	41
		2) こども・若者の権利を保障する取組の推進 ※再掲No.1	—
	③こども・若者の安全の確保	1) 通学路等の整備	42
		2) 防犯活動の推進	43

2 事業の展開

基本目標 1 こども・若者が心身ともに健やかに成長することができる

【こども・若者の権利】

基本目標 1－施策① こども・若者の権利の保障

	取 組	取組概要	
1	こども・若者の権利を保障する取組の推進	こども・若者を権利の主体として尊重する社会づくりを進めるため、家庭、学校、地域、企業など社会の様々な場を通じて、権利の周知と意識啓発に努める。 あわせて、こども・若者が、現状の施策や事業について希望や課題など自分の意見を表明できるようワークショップの開催やアンケートなどを実施し、その意見を反映する仕組みを整える。	
		主要事業	こどもの権利等啓発、こどもの意見表明・反映の仕組みづくり、いじめ防止対策事業 など
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課、学校教育課
2	こどもの貧困対策	家庭の環境や経済的な状況にかかわらず、すべてのこどもが等しく公平に学ぶことができるよう就学援助や、ひとり親に対する就労支援、相談支援体制の充実、民間団体等が行うこども食堂の周知など、様々な支援を組み合わせた対策に取り組む。	
		主要事業	就学援助事業、こども食堂 など
		実施主体	担当部署等
		市、民間団体	学校教育課、教育総務課、子育て支援課

基本目標 1－施策② すべてのこどもが健やかに育つ場の提供

	取 組	取組概要	
3	保育園こども園、小中学校及び特別支援学校の運営	保育園こども園において、保育の必要な乳幼児を預かるため、環境を整備する。近年、児童数が減少しているが、保護者の就労環境等の変化をとらえつつ、今後も受入れ体制の充実を図る。 また、小学校・中学校及び特別支援学校で、「ふるさと十日町市を愛し、自立して社会で生きる子ども」を育成するため、教育環境を整備する。また、教育ニーズに即した学校再編を進める。	
		主要事業	公立保育園運営事業、私立・地域保育園運営委託事業、認定こども園運営事業、保育園等施設整備事業、障がい児保育事業、学校整備事業、など
		実施主体	担当部署等
		市、私立保育園こども園、小中学校、特別支援学校	子育て支援課、学校教育課、教育総務課

	取 組	取組概要	
4	特別支援教育の充実	児童生徒の自立を促し社会性を養うため、一人ひとりの教育的ニーズに即した特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等の学習環境の整備を進める。 児童生徒のライフステージを見通し、教育・福祉・保健・医療などが一体となった支援を行う。	
		主要事業	特別支援教育推進事業、通級指導教室設置事業、医療・教育連携推進事業、教育支援員設置事業、修学移行支援 など
		実施主体	担当部署等
		市、小中学校、特別支援学校	学校教育課、発達支援センター
5	教育・保育のマンパワーの育成	こどもたちの健やかな成長を育むため、発達段階に応じて、幼・保・子・小・中において系統性・連続性のある指導体制づくりと指導力の向上を図る。大学教授等の有識者による指導・研修をとおして、保育・教育に携わる職員のスキルアップを図る。	
		主要事業	指導力向上等推進事業、英語教育推進事業、園巡回訪問 保育士研修 など
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課、発達支援センター、学校教育課

基本目標 1－施策③ 幼保小・小中の連携強化

	取 組	取組概要	
6	保育園こども園、小学校及び特別支援学校の連携	保育の質向上と小1プロブレム（問題）の解決に向け、幼保小連携の促進を図る。また、保育園こども園、小学校の教職員間の情報交換や研修の実施、相互の施設見学及び参観等を通じて、生活規範の準共通化、年長～小1のカリキュラムの関連化などを促進する。	
		主要事業	特別支援教育推進事業、教育相談センター事業 など
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園、小学校、特別支援学校	学校教育課、子育て支援課
7	小中一貫教育の推進	中学校区ごとに小中一貫教育を推進し、9年間を見通した教育課程の編成と小・中学校の連携を深めた教育活動を展開することで、学力の向上といじめ・不登校の減少、特別支援教育の充実を目指す。	
		主要事業	小中一貫教育推進事業 など
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園、小中学校	学校教育課、子育て支援課

基本目標１－施策④ こどもの居場所づくり

	取 組	取組概要	
8	放課後等の居場所の充実	共働き家庭等への子育て支援として、放課後児童クラブを運営する。小学校の余裕教室等を利用するなど、児童にとって快適な空間を提供する。 また、こどもが自由に出入りして過ごすことができる場や地域の人々などが主体となって運営するこども食堂の周知や情報提供に努める。	
		主要事業	放課後児童健全育成事業、こども食堂 など
		実施主体	担当部署等
		市、市内事業所、民間団体	子育て支援課、学校教育課
9	こどもの「遊び場」の充実	こどもが天候に関わらず楽しく遊び、子育て世代が交流できる場である児童センターの運営の充実を図る。また、親子で児童遊園地や街区公園等を快適に利用することができるよう、円滑な運営と施設設備の維持管理に努める。	
		主要事業	児童センター運営事業、児童遊園地整備事業
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課、都市計画課

基本目標１－施策⑤ こども・若者の学びや活動の機会の提供

	取 組	取組概要	
10	教職員の指導力の向上	WEBQU※を活用して、有識者の指導に基づく事例検討を行い、全校において主体的で対話的な深い学びができる学級づくりを進める。 引き続き、教育センターを中核とした教職員研修体制を整え、指導力の向上に取り組む。 ※WEBQU：学級満足度アンケート	
		主要事業	居心地のよい学級づくり支援事業、指導力向上等推進事業、学校 ICT 推進事業 など
		実施主体	担当部署等
		市、小中学校、特別支援学校	学校教育課
11	スポーツの振興	こどもの心身の健やかな成長に向けて、関係団体やスポーツ少年団と連携するほか、地域スポーツクラブの活動を支援する。 あわせて、こどもたちがスポーツに接する機会の創出に取り組む。	
		主要事業	スポーツ振興事業
		実施主体	担当部署等
		市、スポーツ関係団体など	スポーツ振興課

	取 組	取組概要	
12	多様な体験と交流 機会の充実	公民館・キョロロ等において、こどもを対象に自然環境や地域資源を活用した様々な体験型プログラムを実施する。体験活動を通じ、学校や学年の枠を超えて活動することにより、豊かな人間性を養う。また、児童センターや子育て支援センター等では、イベントを開催し、こどもと親子の体験活動、交流を促す。あわせて、ブックスタート事業の充実により、絵本を通して親子のふれあいの機会づくりと乳幼時期からの学ぶ力と感性を育む。	
		主要事業	小学生対象の各種体験教室・講座、通学合宿、自然環境教育事業、ブックスタート事業 など
		実施主体	担当部署等
		市	生涯学習課、子育て支援課、キョロロ

基本目標 1－施策⑥ 妊娠中の親とこども・若者の健康づくりの推進

	取 組	取組概要	
13	妊娠期の支援	安心して妊娠・出産ができるように、不妊・不育治療費助成、母子健康手帳交付、妊産婦医療費助成、妊婦のための支援給付事業等を実施するほか、地域内の周産期医療体制を維持し、母子の健康保持と負担軽減に努める。	
		主要事業	不妊・不育治療費助成事業、妊産婦医療費助成事業、妊婦健康事業、妊婦訪問 など
		実施主体	担当部署等
		市	健康づくり推進課 地域ケア推進課
14	出生から乳幼児の 支援	乳幼児の健やかな発育・発達支援に向けて、訪問指導事業、乳幼児健診等を実施する。産婦への支援として、産婦訪問、産後ケア事業等、体調の回復や相談支援を実施する。引き続き、母子の支援体制の充実を図る。また、医療的ケアなど継続的な相談支援を必要とする親子を早期に把握し、必要な制度の周知や機関につなげるなど支援を行う。	
		主要事業	新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査事業、産婦訪問、産後ケア事業 など
		実施主体	担当部署等
		市	健康づくり推進課
15	歯科保健の推進	歯と口の健康の保持・増進のため、歯科健診（妊婦、幼児、小中学生）・相談事業、フッ化物洗口（保育園こども園、小中学校）を実施する。引き続き、歯科保健指導体制の充実を図り、むし歯保有率の低下とむし歯のないこどもの増加に努める。	
		主要事業	妊婦歯科健康診査、ブラッシング相談 など
		実施主体	担当部署等
		市	健康づくり推進課 学校教育課

取 組		取組概要	
16	予防接種の推進	乳幼児及び小中学生を対象に、疾病予防に重要な予防接種を個別接種する。引き続き、適切な時期に安心して受けられるよう、乳幼児健診時の接種歴確認や個別通知・訪問等により接種勧奨に努める。	
		主要事業	定期予防接種事業、任意予防接種事業
		実施主体	担当部署等
		市	健康づくり推進課
17	妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない相談と支援	母子保健と児童福祉が連携して、妊産婦、こどもとその家庭を対象に、母子保健や育児に関する相談支援を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。 また、地域子育て支援センターにおいても、子育ての悩みや不安などの相談指導、子育てに関する情報を提供し支援に努める。	
		主要事業	こども家庭センター運営事業、妊婦等包括相談支援事業
		実施主体	担当部署等
		市	健康づくり推進課 子育て支援課
18	食育の推進	妊娠期から子育て期にわたる食育指導を実施し、減塩など生活習慣病予防などに取り組む。食生活改善に向けて、保育園こども園、学校、公民館等の関係機関と連携し、食を通じた健康づくりを進める。また、学校給食における地産地消を進め、こどもたちに食を通じたふるさと愛の醸成に努める。	
		主要事業	ハローパパママ学級、離乳食教室、親子クッキング教室 など
		実施主体	担当部署等
		市	健康づくり推進課 学校教育課
19	性に関する知識の普及	小・中学校においては、授業の中で性に関して学ぶとともに、高高校生を対象とした性教育講演会(性教育や性感染症予防など)を開催し、10歳代の望まない妊娠の予防や思春期の健康づくりの普及啓発に努める。	
		主要事業	性教育講演会
		実施主体	担当部署等
		市	健康づくり推進課 学校教育課
20	疾病の早期発見と早期治療	疾病の早期発見と早期治療、こどもの健全育成を目的として、18歳までのこどもの医療費について費用を助成する。	
		主要事業	子ども医療費助成
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課

基本目標 1－施策⑦ 障がいのあるこども・若者への支援

取 組		取組概要	
21	発達支援の充実	乳幼児健診の機会や保育園こども園との連携により、支援を要する乳幼児の早期発見に努め、適切な支援を行う。 早期発見と早期治療に向けて、保健所などの関係機関と連携しながら、発達相談の窓口として支援の充実を図る。 保育園こども園等では、多様な症状、症例に応じながら適切な保育ができるよう、加配保育士の確保など体制の充実に努める。	
		主要事業	訓練教室の開催、発達相談 など
		実施主体	担当部署等
		市	発達支援センター、子育て支援課、健康づくり推進課
一	特別支援教育の充実 ※再掲No. 4	児童生徒の自立を促し社会性を養うため、一人ひとりの教育的ニーズに即した特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室等の学習環境の整備を進める。 児童生徒のライフステージを見通し、教育・福祉・保健・医療などが一体となった支援を行う。	
		主要事業	特別支援教育推進事業、通級指導教室設置事業、医療・教育連携推進事業、教育支援員設置事業、修学移行支援 など
		実施主体	担当部署等
		市、小中学校、特別支援学校	学校教育課 発達支援センター
22	医療福祉の総合的支援	障がいがあるこどもやその保護者に対しては、各種手当や医療費助成その他負担の軽減など、引き続き経済的な支援に取り組む。 また、こどものライフステージを見通し、福祉サービスの提供や相談支援等、多面的なサポートを行う。医療的ケアが必要なこどもに対しては、学校看護師を配置するほか、保健、医療、教育・保育等の各分野と連携のうえ、総合的な支援に努める。	
		主要事業	特別児童扶養手当、障害児福祉手当給付、重度心身障害者医療費助成、福祉サービス利用相談支援 など
		実施主体	担当部署等
		市、県、国	福祉課、発達支援センター、学校教育課

基本目標１－施策⑧ ひきこもり・不登校・自殺対策の推進

取 組		取組概要	
23	相談体制の充実	市報等を通じて相談窓口の周知を図るとともに、各施設との連携を密にして相談支援体制の充実を図る。また、住民との相談役である民生委員・児童委員などに対し、相談窓口等へつなげるよう、周知や情報提供に努める。 不登校児童生徒に対しては、学びの場を確保するなど学校復帰を支援する。今後も円滑な学校復帰に向けて、校内教育支援センターの設置などの相談体制を充実する。あわせて、市教育センター機能を活用し、家庭及び各学校と連携のうえ、更なる相談体制の充実を図るほか、研修会や講演会を開催し、教職員等の対応力向上を図る。	
		主要事業	ひきこもりサポート事業（相談）、不登校対策推進事業
		実施主体	担当部署等
		市・関係団体	福祉課、学校教育課
24	ひきこもりの早期発見と支援	市報等を通じて相談窓口の周知を図るとともに、県や市、社会福祉協議会や教育機関、障がい者相談支援事業所等、複数の関係機関が参画するプラットフォーム「だんだん会」が、ひきこもりの居場所の提供や、ひきこもりサポーター派遣活動など必要な支援を行う。	
		主要事業	ひきこもりサポート事業（支援等）
		実施主体	担当部署等
		市、関係団体	福祉課
25	こども・若者の命を支える取組の推進	児童生徒に対しては、市教育センター機能を活用し、家庭及び各学校と連携のうえ、更なる相談体制の充実を図るほか、研修会や講演会を開催し、教職員等の対応力向上を図る。また、養育者等からの虐待については行政関係機関と連携のうえ、適時適切な児童生徒の保護等に努める。 一方、若者に対しては、SNS等を活用して、こころの相談先等の情報を提供するとともに、民生委員・児童委員との連携のもとに若者に寄り添った対応を施す。	
		主要事業	特別支援教育研修講座、医療・教育連携推進事業、自殺予防周知・啓発 など
		実施主体	担当部署等
		市	学校教育課 健康づくり推進課

基本目標 1－施策⑨ 出会いや結婚の支援・就労支援・次世代の親の育成

取 組		取組概要	
26	若者の交流と活動の場の提供	若者が学校生活以外に交流、活動できる場を市内 NPO「ひとサポ」などと連携して提供する。また、若者が十日町市に移り住み、家庭を築くための支援を引き続き実施する。	
		主要事業	越後妻有ハピ婚サポートセンター、まちなか学園祭、移住支援窓口設置事業 など
		実施主体	担当部署等
		市、関係団体	企画政策課
27	就労と社会参画の支援	地域を支える産業や企業の魅力を中学生・高校生に発信する「まちの産業発見塾」などを開催するとともに、こども・若者が自立して生きる力を育むキャリア教育を推進する。 また、十日町地区雇用協議会などと連携し、就労希望者から選ばれる魅力ある働く場づくりに向けた取組を推進することで、若者の社会参画を促す。	
		主要事業	まちの産業発見塾、キャリアアップセミナーや就業能力を高める講座の開催、再就職セミナー・起業家支援の実施 など
		実施主体	担当部署等
		市、関係団体	産業政策課

基本目標２ 家庭の子育て力が高まり、安心して子育てができる

【子育て家庭への支援】

基本目標２－施策① 子育てを楽しく感じられる機会の確保

	取 組	取組概要	
28	子育て中の親子同士の交流	主に就園前の乳幼児とその保護者が気軽に遊べ、交流したり、子育ての情報交換をしたりできる子育て支援センターを運営する。子育てに関する各種相談対応のほか、必要な情報提供や育児講座などを開催する。また、支援センター間で連携を高め、運営の更なる充実を進める。	
		主要事業	地域子育て支援センター事業
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課
29	子育てに関する学習機会、情報の提供	こどもの育ちと親自身の成長を支援するため、ライフステージにあわせた学びの場（ハローパパママ学級、子育て支援センターの育児講座など）を提供する。また、保育園こども園と協力し、歯科保健、食育、メディアとの付き合い方など育児不安の解消の情報提供を行う。	
		主要事業	ハローパパママ学級、すこやか子育て講話、子育て支援ガイドブックの作成・配布、地域子育て支援センター事業、保育園等での講座開催、SNS等を活用した情報発信 など
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課 健康づくり推進課

基本目標２－施策② 子育て相談の充実、機能向上

	取 組	取組概要	
—	妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない相談と支援 ※再掲No.17	母子保健と児童福祉が連携して、妊産婦、こどもとその家庭を対象に、母子保健や育児に関する相談支援を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。 また、地域子育て支援センターにおいても、子育ての悩みや不安などの相談指導、子育てに関する情報を提供し支援に努める。	
		主要事業	こども家庭センター運営事業、児童虐待防止対策総合支援事業、家庭相談事業、地域子育て支援センター事業
		実施主体	担当部署等
		市	健康づくり推進課 子育て支援課

	取 組	取組概要	
—	発達支援の充実 ※再掲No.21	乳幼児健診の機会や保育園こども園との連携により、支援を要する乳幼児の早期発見に努め、適切な支援を行う。 早期発見と早期治療に向けて、保健所などの関係機関と連携しながら、発達相談の窓口として支援の充実を図る。 保育園こども園等では、多様な症状、症例に応じながら適切な保育ができるよう、加配保育士の確保など体制の充実に努める。	
		主要事業	訓練教室の開催、発達相談 など
		実施主体	担当部署等
		市	発達支援センター、子育て支援課、健康づくり推進課
30	教育相談の充実	市教育センター機能を活用し、家庭及び各学校と連携のうえ、更なる相談体制の充実を図るほか、研修会や講演会を開催し、教職員等の対応力向上を図る。あわせて、インターネットを利用することも低年齢化に伴い、非行・暴力行為等を深刻化させないよう日常の様子を把握し、相談体制の拡充に努める。	
		主要事業	教育相談センター運営費、特別支援教育推進事業、不登校対策推進事業 など
		実施主体	担当部署等
		市	学校教育課、発達支援センター

基本目標 2－施策③ 特別な配慮を要するこどもの家庭への支援

	取 組	取組概要	
—	医療福祉の総合的支援 ※再掲No.22	障がいがあるこどもやその保護者に対しては、各種手当や医療費助成その他負担の軽減など、引き続き経済的な支援に取り組む。 また、こどものライフステージを見通し、福祉サービスの提供や相談支援等、多面的なサポートを行う。医療的ケアが必要なこどもに対しては、学校看護師を配置するほか、保健、医療、教育・保育等の各分野と連携のうえ、総合的な支援に努める。	
		主要事業	特別児童扶養手当、重度心身障害者医療費助成、福祉サービス利用相談支援 など
		実施主体	担当部署等
		市	福祉課、発達支援センター、学校教育課
31	こどもの虐待防止の推進	こどもの虐待の発生防止、早期発見及び対応のため、妊娠期からの切れ目のない支援をし、体罰によらない子育てを普及しながら、体制の強化を図る。また、関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会を開催し、情報共有を図るとともに連携を強化して、虐待の発生と重症化の予防に努める。	
		主要事業	こども家庭センター運営事業、児童虐待防止対策総合支援事業、要保護児童対策地域協議会運営事業 など
		実施主体	担当部署等
		市、県児童相談所、警察	健康づくり推進課

基本目標２－施策④ 多様化するニーズに対応できる保育サービスの確保

	取 組	取組概要	
32	特別保育の充実	保育園こども園で、保護者の就労形態等に応じて、延長保育や一時預かりを行うとともに、加配保育士を配置することで障がい児保育などを行う。引き続き、多様化傾向にある保育ニーズに対応する。	
		主要事業	延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園等	子育て支援課
33	病児・病後児保育の充実	病期中または病気回復期のこどもの適切な健康管理のため、専任スタッフや必要な設備を備えた施設に病児・病後児保育を委託し、短期的な保育を実施する。引き続きニーズをとらえながら、受け皿づくりと運営の充実に取り組む。	
		主要事業	病児・病後児保育事業
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園、医療法人	子育て支援課
34	広域入所保育の円滑な確保	保護者の就業事情や里帰り出産などに応じるため、当市の児童の保育を他市等に委託し、または他市等の児童の保育を当市で受託する。市内保護者の求めに的確にこたえる一方、各保育園こども園と連携し、受入れ体制の充実を図る。	
		主要事業	広域入所の委託・受託
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園	子育て支援課

基本目標２－施策⑤ 困難を抱える若者の家庭への支援

	取 組	取組概要	
—	相談体制の充実 ※再掲No.23	市報等を通じて相談窓口の周知を図るとともに、各施設との連携を密にして相談支援体制の充実を図る。また、住民との相談役である民生委員・児童委員などに対し、相談窓口等へつなげるよう、周知や情報提供に努める。 不登校児童生徒に対しては、学びの場を確保するなど学校復帰を支援する。今後も円滑な学校復帰に向けて、校内教育支援センターの設置などの相談体制を充実する。あわせて、市教育センター機能を活用し、家庭及び各学校と連携のうえ、更なる相談体制の充実を図るほか、研修会や講演会を開催し、教職員等の対応力向上を図る。	
		主要事業	ひきこもりサポート事業（相談）、不登校対策推進事業
		実施主体	担当部署等
		市・関係団体	福祉課、学校教育課

	取 組	取組概要	
—	ひきこもりの早期 発見と支援 ※再掲No.24	市報等を通じて相談窓口の周知を図るとともに、県や市、社会福祉協議会や教育機関、障がい者相談支援事業所等、複数の関係機関が参画するプラットフォーム「だんだん会」が、ひきこもりの居場所の提供や、ひきこもりサポーター派遣活動など必要な支援を行う。	
		主要事業	ひきこもりサポート事業（支援等）
		実施主体	担当部署等
		市、関係団体	福祉課
—	就労と社会参画の 支援 ※再掲No.27	地域を支える産業や企業の魅力を中学生・高校生に発信する「まちの産業発見塾」などを開催するとともに、こども・若者が自立して生きる力を育むキャリア教育を推進する。 また、十日町地区雇用協議会などと連携し、就労希望者から選ばれる魅力ある働く場づくりに向けた取組を推進することで、若者の社会参画を促す。	
		主要事業	まちの産業発見塾、キャリアアップセミナーや就業能力を高める講座の開催、再就職セミナー・起業家支援の実施 など
		実施主体	担当部署等
		市、関係団体	産業政策課

基本目標２－施策⑥ 生活基盤の安定のための経済的支援の推進

	取 組	取組概要	
35	安心して子育てするための費用助成	子育て家庭における生活安定と児童の健全育成を図ることを目的に、国や県と連携して手当を支給する。 また、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対しては必要な費用を支援するほか、ひとり親家庭に対しては就労や養育費確保など支援し、安心して子育てできる環境の整備に努める。今後も制度の趣旨を周知しながら、適切な制度運用を行う。	
		主要事業	児童手当、児童扶養手当、こども医療費助成事業、養育費確保支援事業、ひとり親自立支援事業、就学援助事業、特別教育支援教育事業 など
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課、教育総務課
36	幼児教育・保育に関する負担軽減	子育て家庭の経済的な負担を和らげることを目的に、国や県と連携し、保育園こども園の保育料の負担軽減に取り組む。今後も制度の趣旨を周知しながら、適切な制度運用を行う。	
		主要事業	幼児教育・保育の無償化
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課

基本目標 3 地域の特色と活力を生かし、こども・若者と家庭を支える

【地域社会への役割】

基本目標 3－施策① 地域の子育て応援体制づくり

	取 組	取組概要	
37	地域と関係機関による連携	青少年の健全育成のために、地域・PTA・学校・公民館等と連携を図るとともに、市民会議・地区育成会の活動を充実するほか、啓発活動を積極的に推進する。今後も市民意識の醸成を図りながら、青少年の健全育成に努める。 また、地域の中で、育児についての助け合いを行うファミリー・サポート・センターの運営及び多子世帯等の家庭を地域全体で応援する「地域子育て応援カード」の取組を推進する。	
		主要事業	はぐくみのまちづくり運動推進事業、学校・家庭・地域連携促進事業、ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て応援カード事業など
		実施主体	担当部署等
		市、十日町市青少年育成市民会議、市民	生涯学習課、子育て支援課
38	民生委員・児童委員、主任児童委員の活動	身近な地域で子育てを支援するために、市内9地区の民生委員児童委員協議会を通じて、民生委員・児童委員や主任児童委員の活動の充実を図る。	
		主要事業	民生委員・主任児童委員の活動支援
		実施主体	担当部署等
		市、民生委員・児童委員、主任児童委員	福祉課、子育て支援課
39	コミュニティ・スクールの推進	学校・家庭・地域が一体となり、地域社会全体でこどもを育てることを目的に学校運営協議会を設置し、保護者・地域住民の学校運営への参画や連携強化を推進する。	
		主要事業	コミュニティ・スクール推進事業
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園、小中学校	学校教育課、子育て支援課
40	保育園こども園の在り方検討	加速化する少子化傾向を踏まえて、保育園こども園の在園児が減少しつつあることから、持続可能な施設運営に向けて、今後は関係者とともに在り方について検討する。	
		主要事業	十日町こども連盟との連携
		実施主体	担当部署等
		市、保育園こども園	子育て支援課

基本目標３－施策② 社会全体で子育てを支える気運の醸成

	取 組	取組概要	
41	ワーク・ライフ・バランスのとれたまちづくり	共働き家庭が余裕を持って子育てできる環境を整備するため、育児休業の取得を含め、ワーク・ライフ・バランスについて企業への情報提供や啓発活動を引き続き実施する。	
		主要事業	関係機関と連携しセミナー開催等、SNS 等を活用し情報提供 など
		実施主体	担当部署等
		市、市内事業所	企画政策課、産業政策課
—	こども・若者の権利を保障する取組の推進 ※再掲No. 1	こどもを権利の主体として尊重する社会づくりを進めるため、家庭、学校、地域、企業など社会の様々な場を通じて、権利の周知と意識啓発に努める。 あわせて、こども・若者が、現状の施策や事業について希望や課題など自分の意見を表明できるようワークショップの開催やアンケートなどを実施し、その意見を反映する仕組みを整える。	
		主要事業	こどもの権利等啓発、こどもの意見表明・反映の仕組みづくり、いじめ防止対策事業 など
		実施主体	担当部署等
		市	子育て支援課、学校教育課

基本目標３－施策③ こども・若者の安全の確保

	取 組	取組概要	
42	通学路等の整備	小中学校や保育園こども園では、基本的な交通ルールや通学時等の自転車の乗り方などについて学ぶため、交通指導員による交通安全教室を実施する。また、周辺の通学路等の点検を実施するなど、安全安心を確保する。	
		主要事業	交通安全教室の実施、通学路点検 など
		実施主体	担当部署等
		市	教育総務課、学校教育課、子育て支援課
43	防犯活動の推進	登下校時のこどもの見守り活動として、青色防犯パトロール等を実施し、防犯体制の強化を図るとともに、防犯灯を設置し、事故や犯罪に遭わない環境づくりを進める。 また、こどもがインターネット等を適切に利用し、的確な判断ができる資質・能力の育成に努める。あわせて、有害な情報や SNS 等による被害からこどもを守る取組を行う。 引き続き、学校、家庭、地域、警察との連携・協力を密にし、スムーズな情報提供・情報伝達を行い、地域での防犯の取組を行う。	
		主要事業	青色防犯パトロール、防犯協議会出前講座 など
		実施主体	担当部署等
		市、関係者	学校教育課、防災安全課

第6章

計画の達成に向けて

第6章 計画の達成に向けて

1 計画の推進体制

本計画の基本理念「安心してこどもを産み育てられるまち」の実現に向け、行政にとどまらず、家庭、教育・保育等の事業関係者、市民をはじめとする市民活動団体や地域団体、企業などとの連携により子育て支援を推進していきます。

それぞれが担うべき役割を認識し、各自の特性を生かしたきめ細かな取組を行うことで、地域社会全体でこども・若者と子育て家庭を支えていきます。

(1) 「家庭」の役割

すべてのこどもにとって、家庭は日常の原点であり、心と身体が最もやすまる場所です。親はそのような家庭づくりに努め、あわせてこどもの人権を尊重し、たくさんの愛情と強い責任感を持ちながら、わが子を健やかに育む責務を有しています。

とりわけ家庭では、こどもが自立して社会に適応できるよう、基本的な生活習慣や守るべき社会規範を身につけさせることが不可欠です。そして、人生の喜び悲しみなどを共にしつつ、生きる強さを与えていくことがこれまで以上に求められています。

(2) 「行政（市）」の役割

家庭が子育てにおいて最も責務を有しているとの認識のもと、それが果たせるよう、こどもとその家庭を支援していくことが不可欠です。行政は本計画のもと、地域における子育ての旗振りとして後掲の関係者と連携を取りながら、先々に向けて様々な施設と取組を実施していく必要があります。

さらに、こどもたちの健やかな成長のため、妊娠期・出産から学童期・思春期までを切れ目なく支援していくことが重要です。あわせて、保育園こども園から小中学校までと、発達段階に応じた環境がそれぞれ接続よく提供されるよう全体調整を図っていくことが欠かせません。

(3) 「教育・保育などの事業関係者」の役割

幼児期は、健全な発育発達や生涯にわたり社会変化に対応できる能力など、生きていくために最も基本となる能力を身につける時期です。その間におけるこどもの健やかな成長のため、こどもの適性や発達段階を的確にとらえた質の高いサービスの提供が求められます。

また、こどもの安全安心を最優先にする一方、その子の思いや感情表現を大切にしながら、寄り添い向き合う保育・教育が一段と重要となってきました。

さらに、時代や社会環境の変化、そして多様な保育ニーズに機敏かつ柔軟に応じることができるよう、保育・教育に関わる者の自己研鑽が求められています。

(4) 「地域（市民や市民活動団体、地域団体）」の役割

次代を担うこどもを育むことが地域社会にとって大切な課題との認識のもと、こどもとその家庭を気づかい、見守り、支えることを市民共通の心がけとする必要があります。

また、往時はほかの子を諭し、しつけることが当然であったように、身近な隣人として、誰もがこどもとその家庭に寄り添うことが現代にあっては必要となっています。

さらに、地域内の各事業所にあっては、従業者の子育てによる親への成長という人材育成の観点、あるいは子育てに優しい事業所としての社会貢献の観点などから、子育てについて、これまで以上に社会的な要請が高まっています。

2 計画の進行管理

(1) 取組の進捗管理など

前章でまとめた 43 の取組は、年度ごとに進捗状況を点検・評価して進行管理を行い、必要により改善を図ります。また、それらは子ども・子育て会議で説明を行うものとし、説明後は速やかにそれらの内容を毎年公表し、市民と地域とで進捗状況などを共有していきます。

(2) 計画の変更について

本計画の内容に変更の必要が生じたときは、子ども・子育て会議の承認を得た場合に限って、変更が行えるものとします。

資料編

- ・十日町市こども計画の策定経過
- ・子ども・子育て、こどもアンケート調査結果
- ・十日町市の教育・保育施設等一覧
- ・十日町市子ども・子育て会議委員
- ・十日町市子ども・子育て会議条例

(仮称) 十日町市こども計画

発行・編集：十日町市市民福祉部子育て支援課

住 所：〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

電 話：025-757-3719

発 行：令和7年3月

